

吉岡町

男女共同参画基本計画

2019~2023



平成31年3月
吉岡町

はじめに

現在、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。人口減少、少子・高齢社会、核家族化など個人のライフスタイルや価値観は多様化及び複雑化しております。

本町における人口の動向を見ますと、全国的な人口減少においても人口増加が見込まれる自治体となっております。しかしながら、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口が増加するという状況にあり、将来にわたり、深刻な状況を迎えるという点ではなんら変わりません。

このような中、本町における男女共同参画基本計画は、初めての策定となります。これまでは、「第5次吉岡町総合計画」に男女共同参画づくりを掲げ、各所属にて男女共同参画に対する事業や施策を実施してまいりました。

男女共同参画というと男性や女性の観点と思われそうですが、町民一人ひとりがお互いを尊重し合い、その個性や能力を十分に発揮できる社会を確立していくことが大切なことでもあります。このような社会を確立することができれば、本町は引き続き発展していけると考えております。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、町民皆さまと共に歩むことができますよう事業や施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、熱心にご審議いただきました吉岡町男女共同参画推進協議会委員の皆さま、住民意識調査アンケート及びパブリック・コメントにご協力いただきました町民・事業所の皆さまにおかれましては、心から感謝申し上げます。

平成31年3月

吉岡町長 



目次

第Ⅰ章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	4
第Ⅱ章 男女共同参画を取りまく現状	5
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	5
(1) 世界の動向	5
(2) 国・県の動向	6
2 男女共同参画に関する本町の現状	8
(1) 人口・世帯の状況	8
(2) 出生の状況	10
(3) 結婚や離婚の状況	11
(4) 就業の状況	12
3 本町における男女共同参画に関する住民意識	13
(1) 調査の概要	13
(2) 調査結果の概要	14
第Ⅲ章 計画の基本的考え方	19
1 基本理念	19
2 基本目標	19
(1) 男女共同参画の意識づくり	19
(2) 男女がともに働きやすい環境づくり	20
(3) 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり	20
(4) 男女共同参画社会への環境づくり	20
3 施策の体系	21
第Ⅳ章 計画の内容	23
基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	23
基本目標 2 男女がともに働きやすい環境づくり	26
基本目標 3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり	30
基本目標 4 男女共同参画社会への環境づくり	36
第Ⅴ章 計画の推進	41
1 計画の推進体制・進行管理	41
(1) 推進体制	41
(2) 進行管理	41
2 計画の管理指標	42
資料編	43
1 計画の策定経過	43
2 吉岡町男女共同参画推進協議会委員名簿	44
3 男女共同参画社会基本法	45

第 I 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 11(1999)年に公布施行された「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」では、少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

国では、基本法に基づく国の第1次計画として、平成 12(2000)年に「男女共同参画基本計画」を策定。また、平成 17(2005)年に「第2次男女共同参画基本計画」、平成 22(2010)年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進してきました。また、平成 27(2015)年 9 月には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されるなど、女性活躍に向けた動きが益々加速しています。

平成 27(2015)年 12 月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革や女性活躍推進法の着実な施行等に取り組む「あらゆる分野における女性の活躍」、非正規雇用やひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるための環境整備や女性に対する暴力の根絶に取り組む「安全・安心な暮らしの実現」、男女共同参画の視点に立った各種制度の整備や男女共同参画への国民の理解の促進等を図る「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。しかし、私たちの身近な状況をみると、固定的な性別役割分担をはじめ、女性の政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の暴力など、意識や慣習の面において、未だ課題が多く残されています。

こうした中、吉岡町において男女共同参画社会の実現を目指し、そのための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

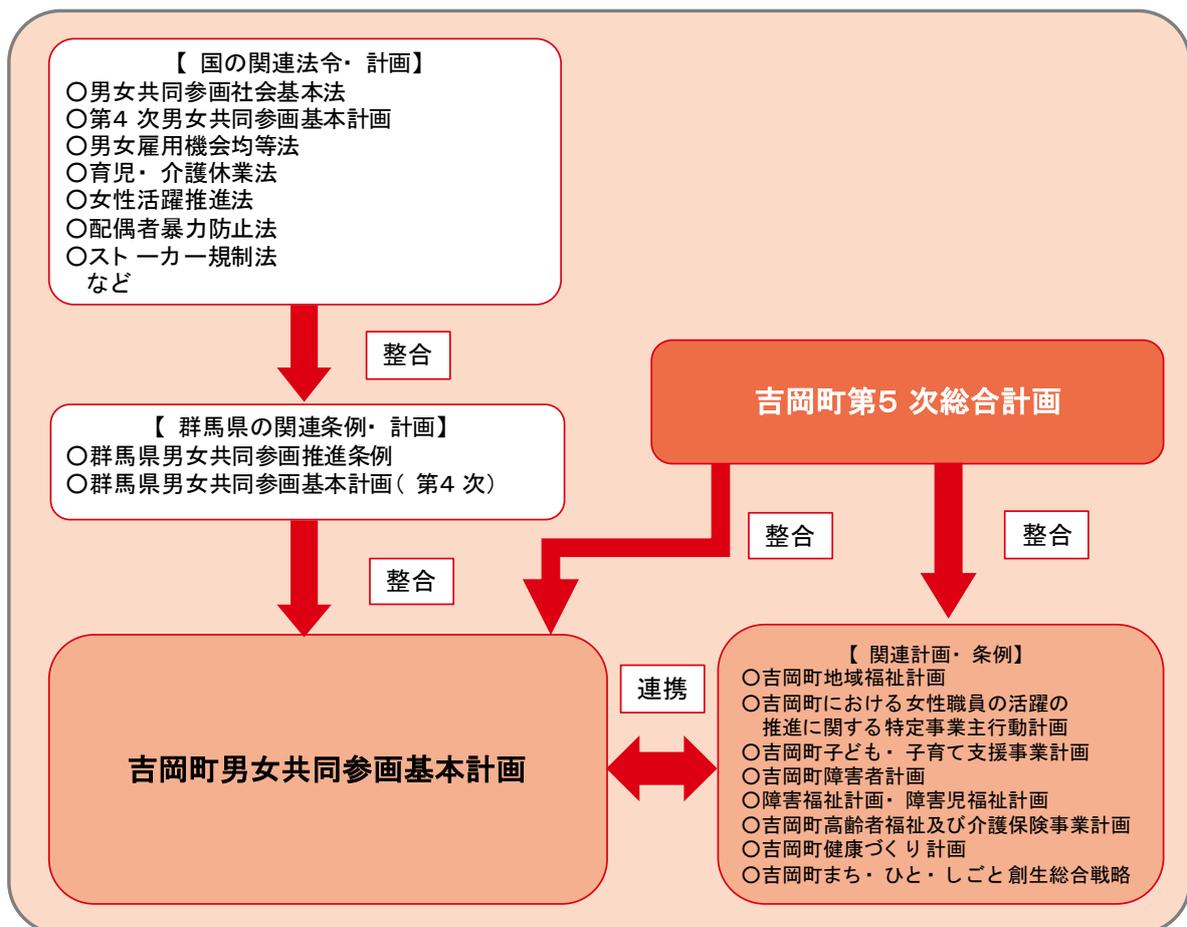
策定にあたっては、アンケート調査結果に基づく町民の意識やニーズ、社会情勢や町の現状の変化等を踏まえ、より実効性のある計画を目指しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に位置付けられた「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「群馬県男女共同参画推進条例」の第12条に記載された「市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動」のための指針となる計画です。

計画策定にあたっては、男女共同参画に関連する法令、国の「第4次男女共同参画基本計画」や群馬県の「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)」等を勘案するとともに、町の総合計画「第5次吉岡町総合計画後期基本計画」が示す施策目標の下、男女共同参画に関わる条例や他の計画と整合性を図っています。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」を含むとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV¹防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含みます。



¹ DV: 英語の Domestic Violence の頭文字。家庭内の強者から、女性や子ども、高齢者・障害者などの家庭内の弱者への「継続的な身体的、心理的、性的虐待など」のことです。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれます。

3 計画の期間

平成 31(2019)年度から新元号 5(2023)年度までの5年間とし、最終年度には、事業の検証や評価を行うとともに、国や県の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 新元号元 (2019) 年度	新元号 2 (2020) 年度	新元号 3 (2021) 年度	新元号 4 (2022) 年度	新元号 5 (2023) 年度	新元号 6 (2024) 年度
吉岡町		男女共同参画基本計画					
群馬県	男女共同参画基本計画（第4次）						
国	第4次男女共同参画基本計画						

また、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、計画期間中であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

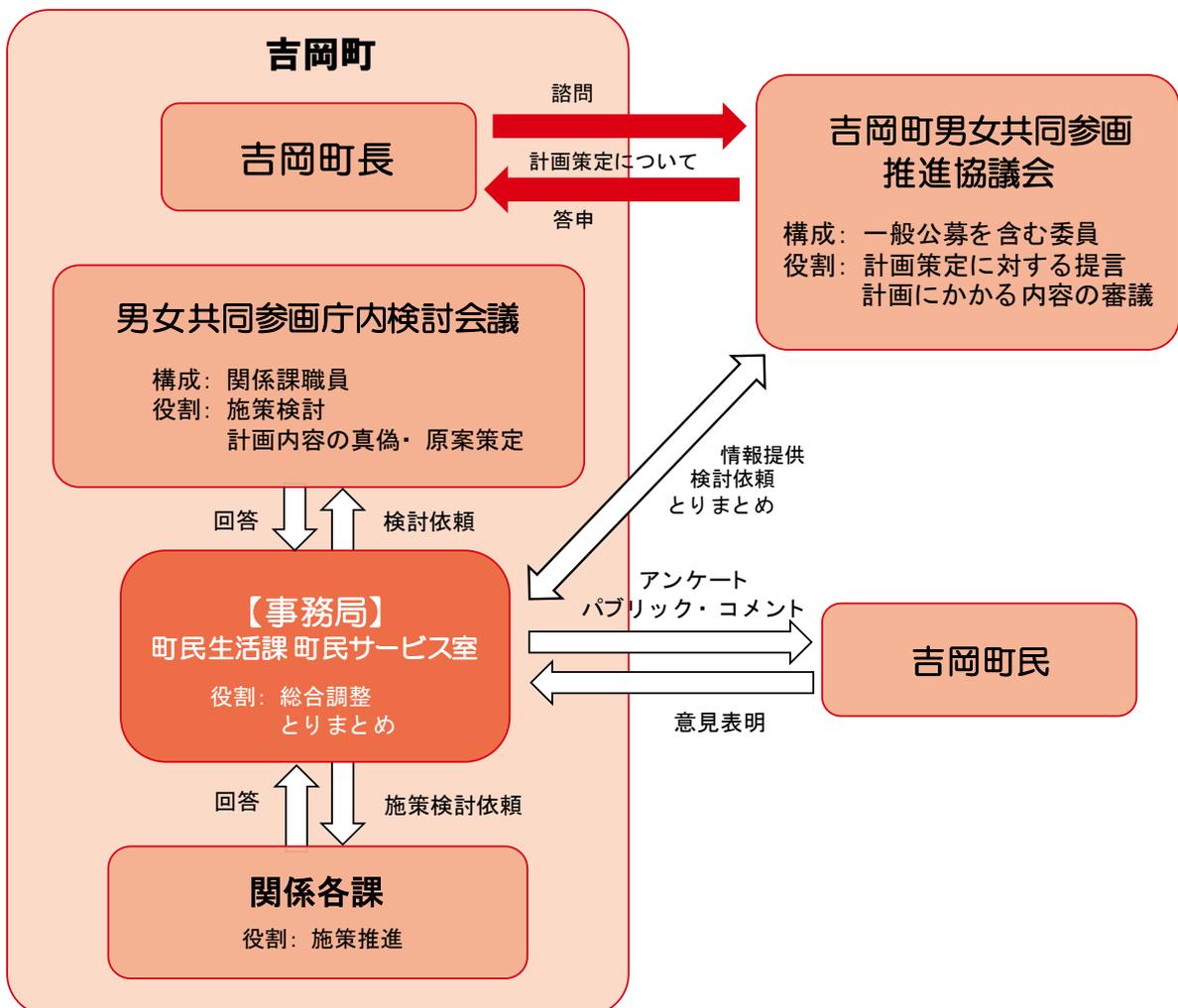
4 計画策定の体制

本計画は、下図に示す体制により、策定を行いました。

「吉岡町男女共同参画推進協議会」は、学識経験者や自治会連合会をはじめとする町内の関係団体や企業の代表者、並びに公募による委員で構成され、計画案の検討を行いました。

「吉岡町男女共同参画庁内検討会議」は、庁内各課の代表者で構成され、計画に盛り込む施策やその方向性を検討するとともに、計画原案の検討を行いました。

また、住民意識を把握し計画へ反映させるため、「男女の意識の現状等に関するアンケート調査」及び「計画案に対するパブリック・コメント」を実施しました。



第Ⅱ章 男女共同参画を取りまく現状

1 国内・外の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動向

年	内容
昭和 50(1975)年	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
昭和 54(1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
平成 7(1995)年	北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。
平成 12(2000)年	ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議:21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「さらなる行動と発議(イニシアティブ)」に関する文書(成果文書)が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
平成 22(2010)年	第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
平成 26(2014)年	第 58 回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
平成 27(2015)年	第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性の完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

(2) 国・県の動向

国の動向

年	内容
昭和 55(1980)年	「女子差別撤廃条約」に署名しました。
昭和 60(1985)年	世界で 72 番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられました。
平成 12(2000)年	「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。
平成 15(2003)年	「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
平成 16(2004)年	「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
平成 17(2005)年	「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成 19(2007)年	「男女雇用機会均等法」が改正されました。
平成 20(2008)年	「DV防止法」が改正されました。
平成 21(2009)年	仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
平成 22(2010)年	「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
平成 25(2013)年	「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。 「DV防止法」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。
平成 26(2014)年	東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo)が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。
平成 27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。 「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

群馬県の動向

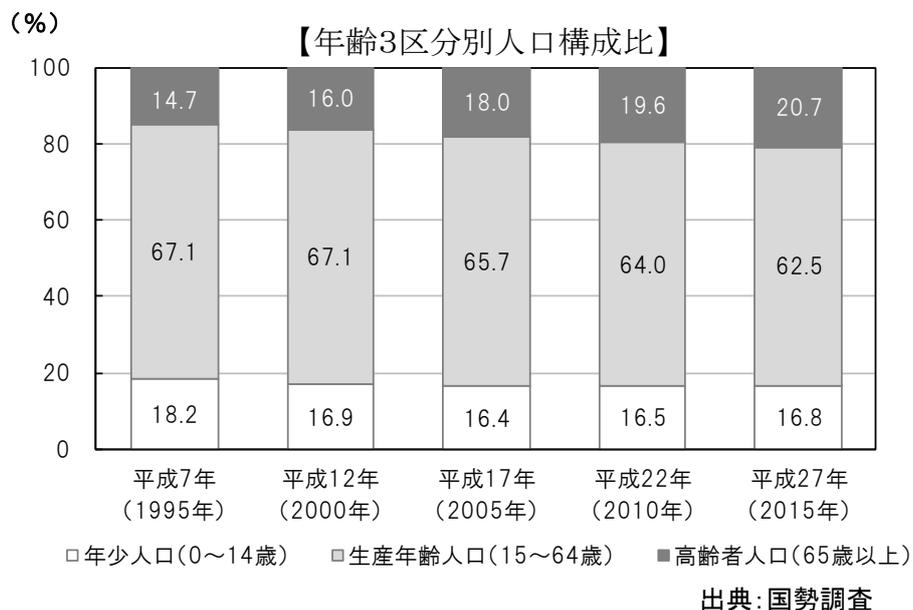
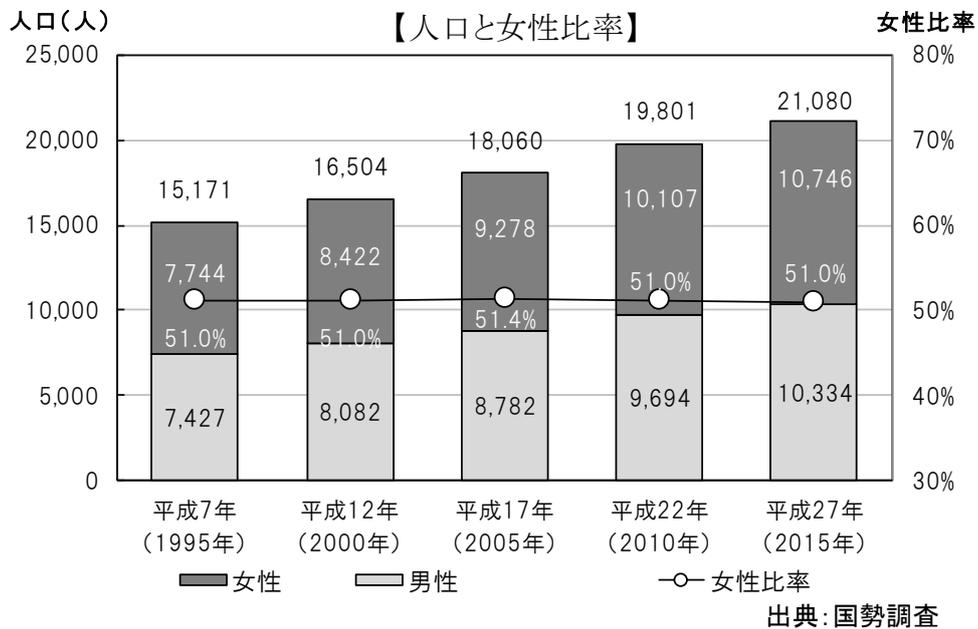
年	内容
昭和 55(1980)年	「新ぐんま婦人計画」を策定しました。
平成 5(1993)年	「新ぐんま女性プラン」を策定し、女性施策の推進体制の整備を行い様々な施策を展開してきました。
平成 13(2001)年	「ぐんま男女共同参画プラン」を国の「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき策定しました。
平成 16(2004)年	「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。
平成 18(2006)年	「群馬県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念を踏まえ、「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定しました。
平成 21(2009)年	「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むことになりました。
平成 23(2011)年	「男女共同参画基本計画(第3次)」を策定し、社会情勢の変化に対応した着実な取組を推進してきました。
平成 28(2016)年	「男女共同参画基本計画(第4次)」を策定し、県民や県内企業・団体、市町村と協力しながら、総合的・計画的な施策の推進を図っています。

2 男女共同参画に関する本町の現状

(1) 人口・世帯の状況

本町の人口推移を見ると、上昇傾向となっており、平成 27(2015)年には 21,080 人と平成 22(2010)年に比べ、1,279 人の増加となっています。

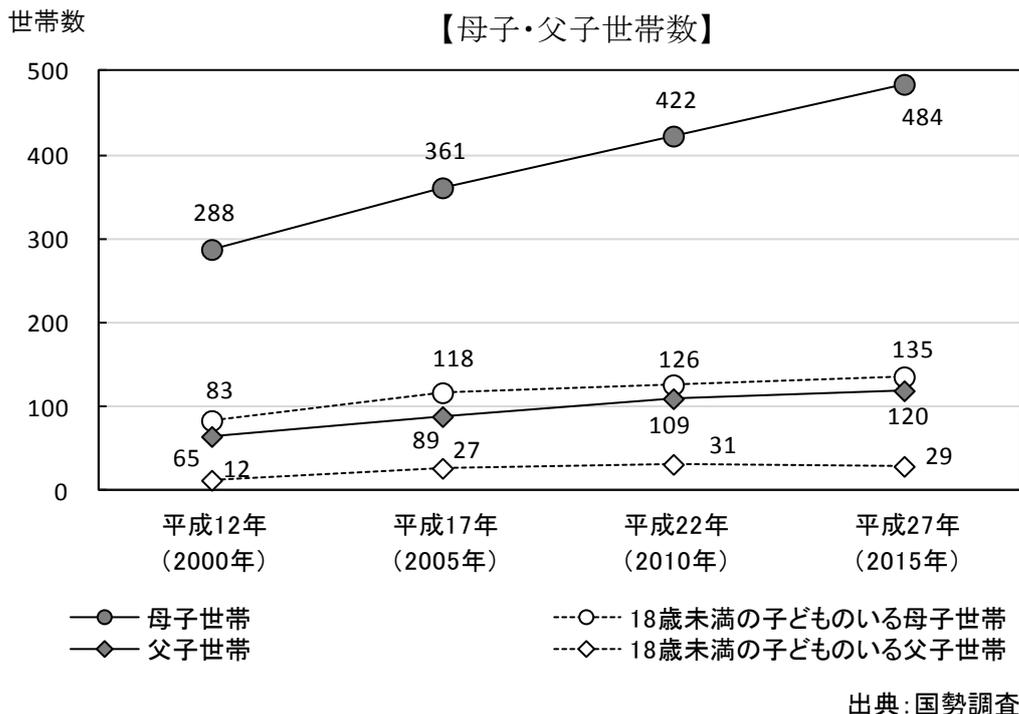
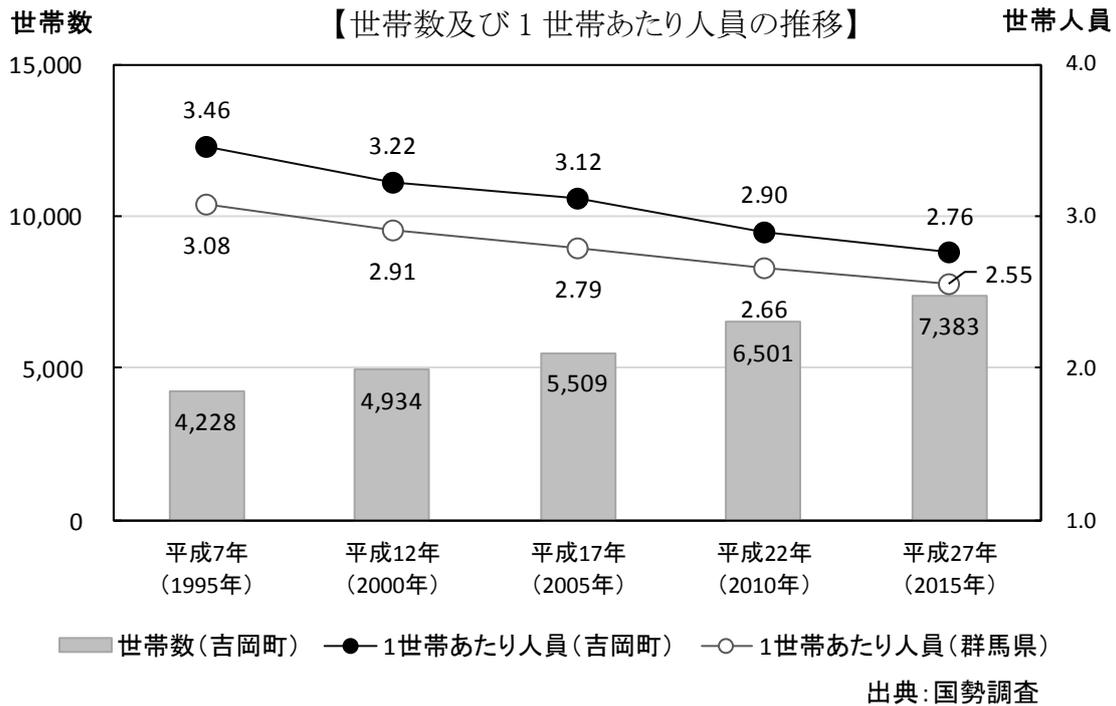
次に、年齢3区分別人口の推移をみると、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向となり、平成 7(1995)年から 6.7 ポイント上昇しています。一方、年少人口(0~14 歳)は平成7(1995)年から平成 12(2000)年には減少しましたが、それ以降は横ばいの状況となっています。生産年齢人口(15~64 歳)は年々減少しており、平成 27(2015)年では 62.5%となり平成 22(2010)年と比較すると、1.5 ポイント減少しています。



本町における世帯数は増加しており平成 27(2015)年では 7,383 世帯と平成 22(2010)年から 882 世帯増加しました。

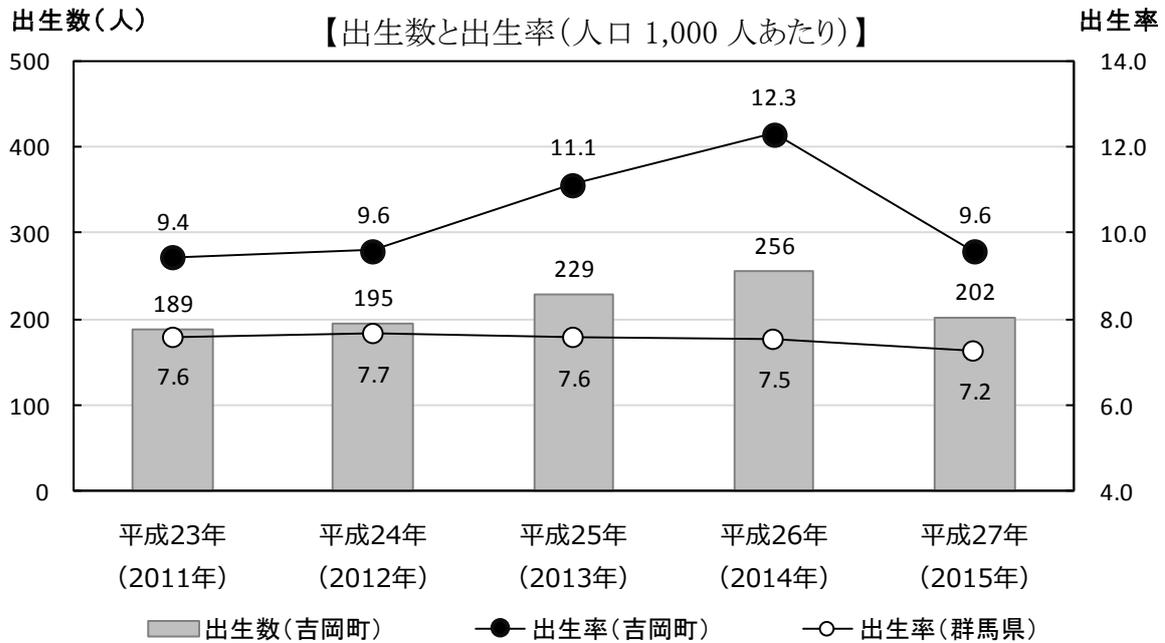
一方、1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、2015 年(平成 27 年)には 2.76 人と、世帯の小規模化が進行しています。

母子世帯数、父子世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加しており、母子世帯に関しては、平成 27(2015)年には 484 世帯と平成 12(2000)年から比較すると 196 世帯増加しています。

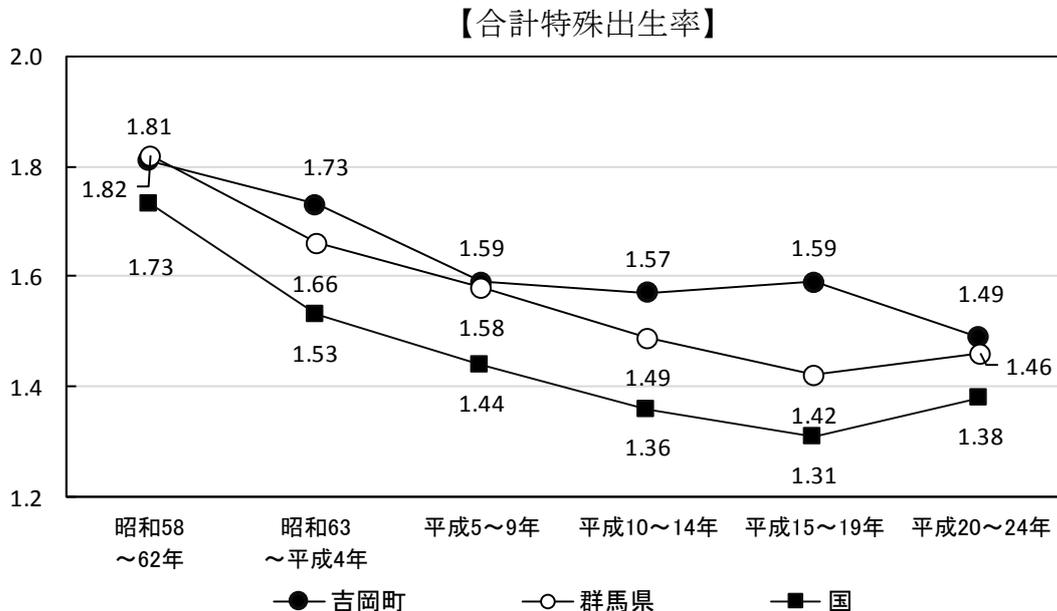


(2) 出生の状況

本町の出生数は、平成 23(2011)年から平成 26(2014)年まで増加していましたが、平成 27(2015)年には減少し、202 人となっています。出生率(1,000 人あたりの出生数)でも同様の傾向となり、平成 27(2015)年には 9.6 となっていますが、本町は群馬県平均よりも常に高い数値を維持しており、5年ごとの合計特殊出生率²でも、国、県を上回っています。



出典: 群馬県人口動態総覧



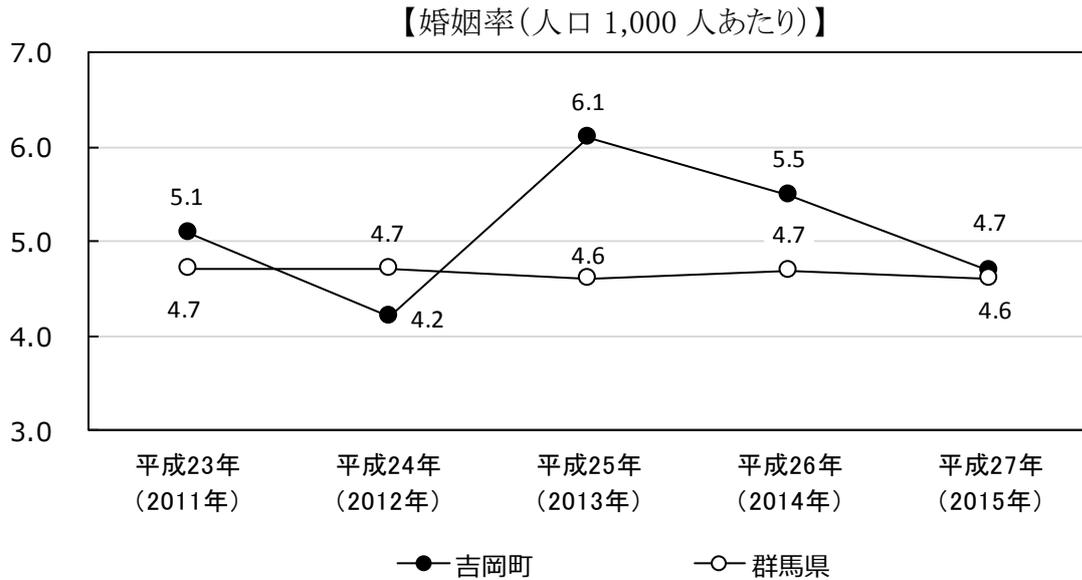
出典: 群馬県人口動態総覧

² 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数を表します。

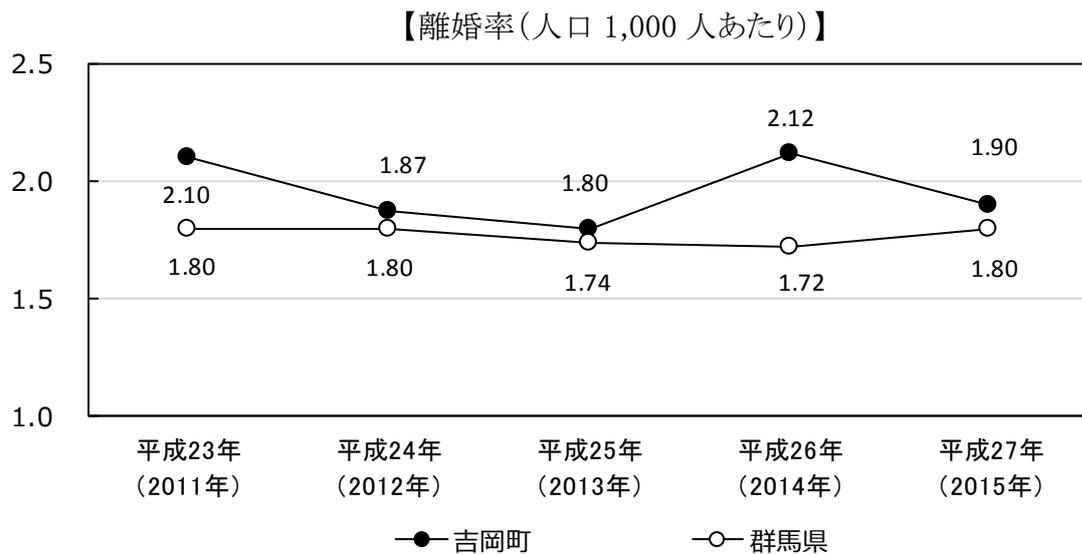
(3) 結婚や離婚の状況

本町の婚姻率(人口 1,000 人あたり)は、平成 24(2012)年こそ県平均を下回りましたが、それ以外の年では県平均を上回っています。

一方、離婚率(人口 1,000 人あたり)は、平成 23(2011)年の 2.10 から県平均を上回っており、平成 26(2014)年には大きく上昇しましたが、全体としては県平均に近い推移をしています。



出典: 群馬県人口動態総覧

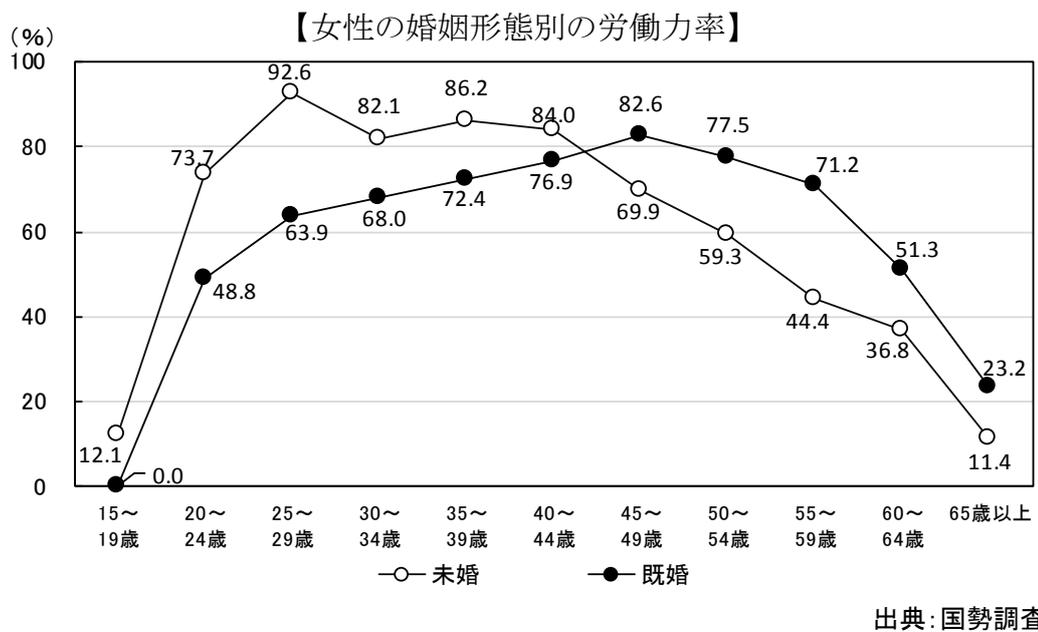
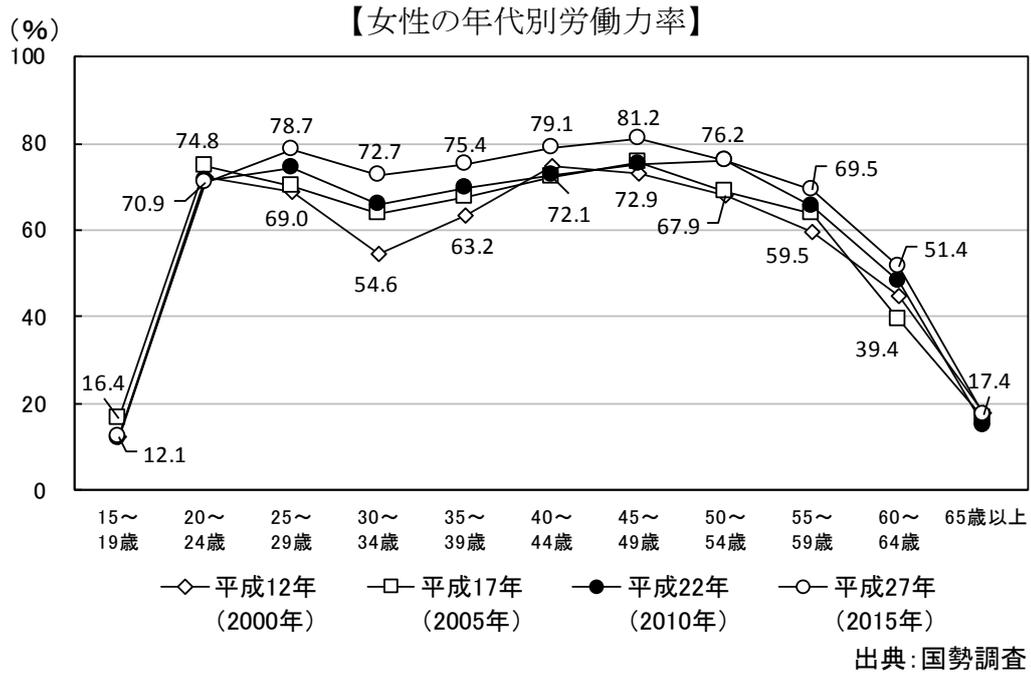


出典: 群馬県人口動態総覧

(4) 就業の状況

本町の女性の労働力率³は、平成 27(2015)年に 25 歳から 64 歳までの年代で上昇しています。特に 30～34 歳では、平成 12(2000)年と比較すると平成 27(2015)年は 18.1 ポイント上昇しており、女性特有の「M字カーブ⁴」の凹みが浅くなっています。

しかし、婚姻形態別に見ると、平成 27(2015)年においても未婚女性と既婚女性の労働力率には、特に 20 歳から 44 歳までの年代で差がみられます。



³ 労働力率: 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口に対する労働力人口(就業者数+完全失業者数)の割合を労働力率と定義しています。

⁴ M 字カーブ: 日本の女性の労働力率が、結婚や出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、「M」字の形をとることを表した言葉です。

3 本町における男女共同参画に関する住民意識

吉岡町男女共同参画基本計画策定にあたり、町民のみなさまから、男女共同参画に関することについてアンケート調査を実施し、ご意見を頂きました。調査及び調査結果の概要をご紹介します。

(1) 調査の概要

◆ 調査対象

吉岡町にお住まいで、平成 29 年 7 月 31 日時点で満 18 歳以上 79 歳以下の方の中から、年代別に 3,000 人を無作為抽出しました。

◆ 調査方法

アンケート調査票を郵送配布し、同封の返信用封筒にて郵送回収しました。

◆ 調査期間

平成 29 年 9 月 20 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 6 日(金)

◆ 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
3,000	1,114	37.1%	1,113	37.1%

◆ 調査項目

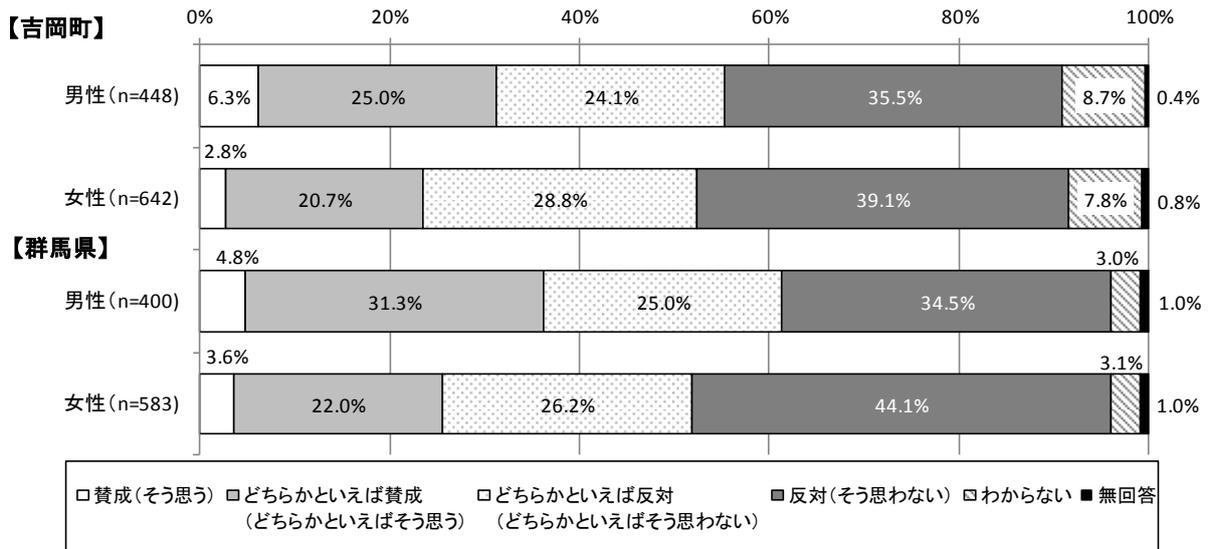
- ① 回答者自身について
- ② 男女の平等に関する意識について
- ③ 結婚や家庭生活について
- ④ 仕事や働き方について
- ⑤ 社会参加について
- ⑥ ドメスティック・バイオレンスについて
- ⑦ 男女共同参画の視点での防災について
- ⑧ 男女共同参画に関する取り組みについて

(2) 調査結果の概要

① 性別による固定的な役割分担について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」と肯定する町民は、男性が 31.3%、女性が 23.5%で、県平均よりも男性は 4.8 ポイント、女性は 2.1 ポイント、それぞれ少なくなっていますが、そうした考えを否定する町民が多いわけではなく、「わからない」の回答が多くなっています。「わからない」の回答は、調査全体を通じて群馬県調査よりも多く、男女共同参画を日常的に意識している町民は少ないことがみとれます。

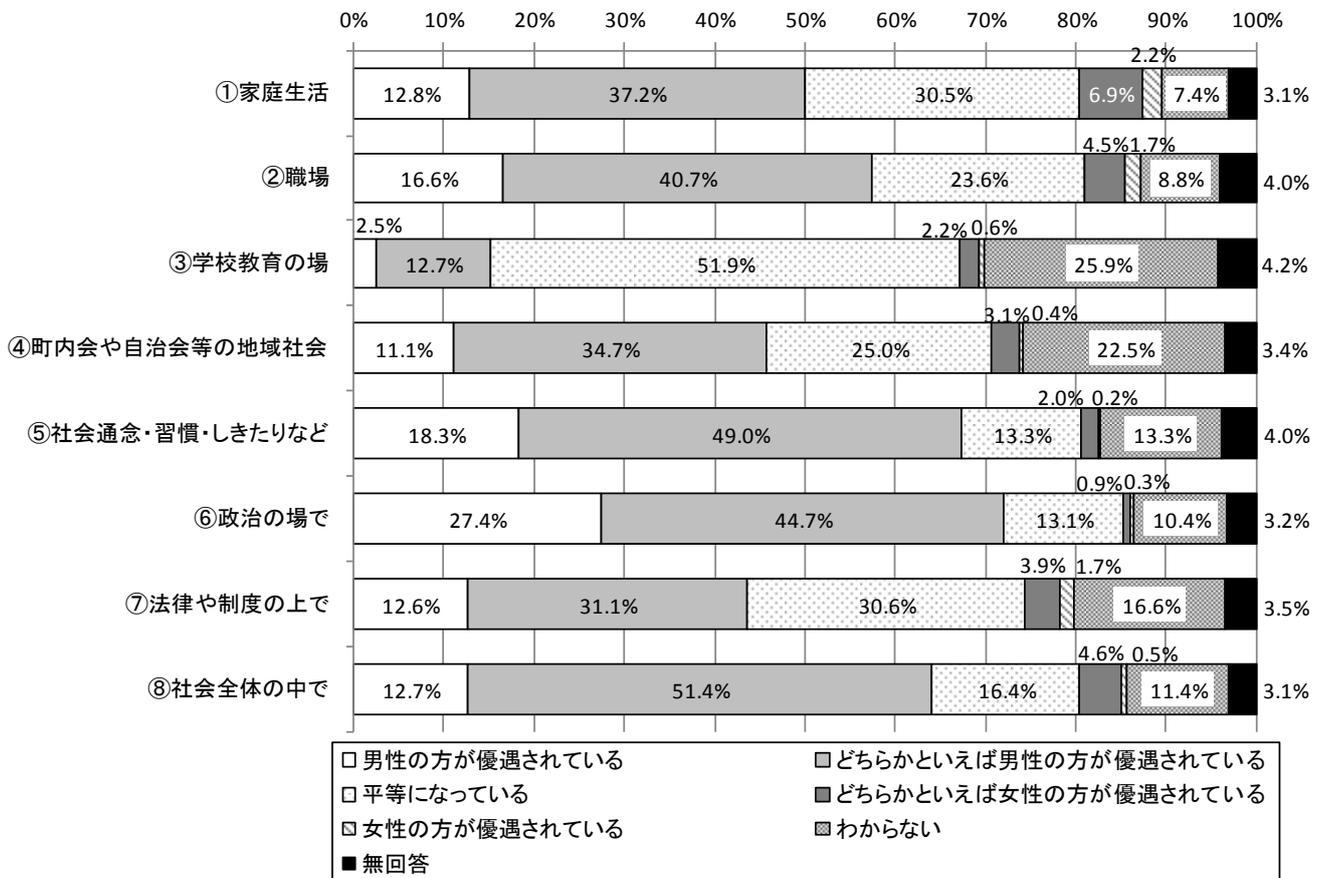
このアンケート結果から、本町では性別役割分担の固定観念の解消につながる施策の推進を、男女共同参画の意味や意義についての周知・啓発活動とともに重点的に推進していく必要があるといえます。



② 男女の地位の平等に関する意識について

色々な場面や分野での男女の地位については、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇の回答が「①家庭生活」、「②職場」、「⑤社会通念・習慣・しきたりなど」、「⑥政治の場で」、「⑧社会全体の中で」で5割以上となっています。

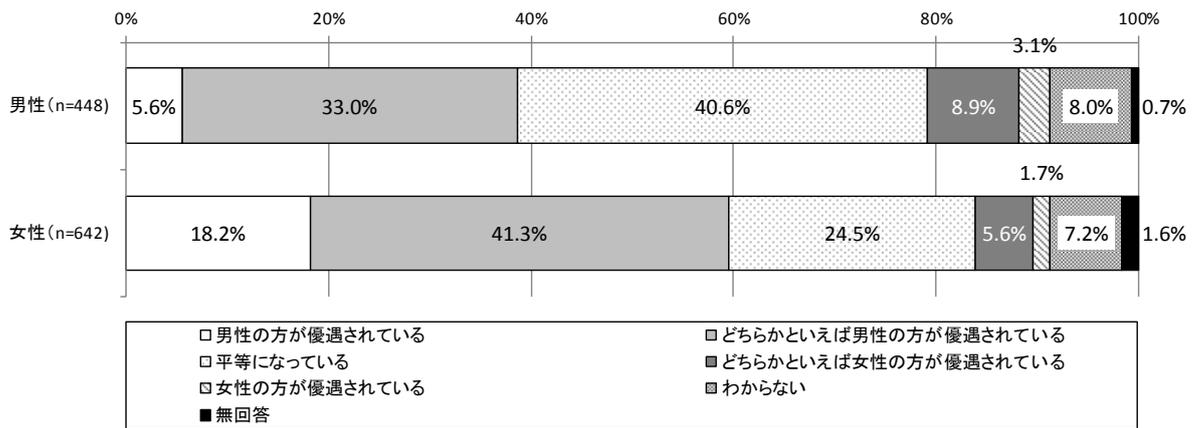
また、「③学校教育の場」では、「平等になっている」が 51.9%と、他の項目と比較して20ポイント以上多くなっています。



これらの結果を性別で見ると、特に、「①家庭生活」、「⑤社会通念・習慣・しきたりなど」、「⑥政治の場で」、「⑦法律や制度の上で」での男女の意識の差は、次に示すとおり、大きなものとなっています。

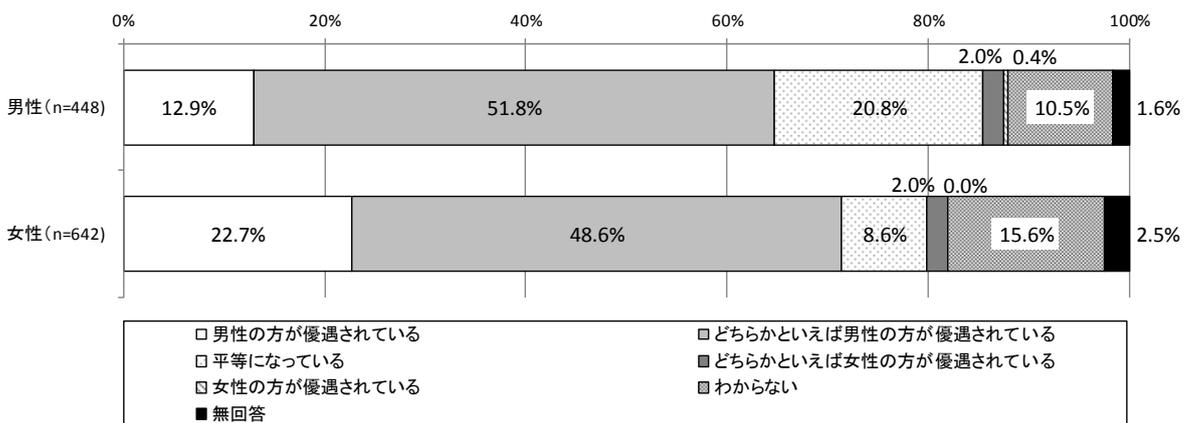
「①家庭生活」では男性優遇の回答が男性よりも女性の方が 20.9 ポイント多く、「平等になっている」との回答は男性が女性よりも 16.1 ポイント多くなっています。

①家庭生活



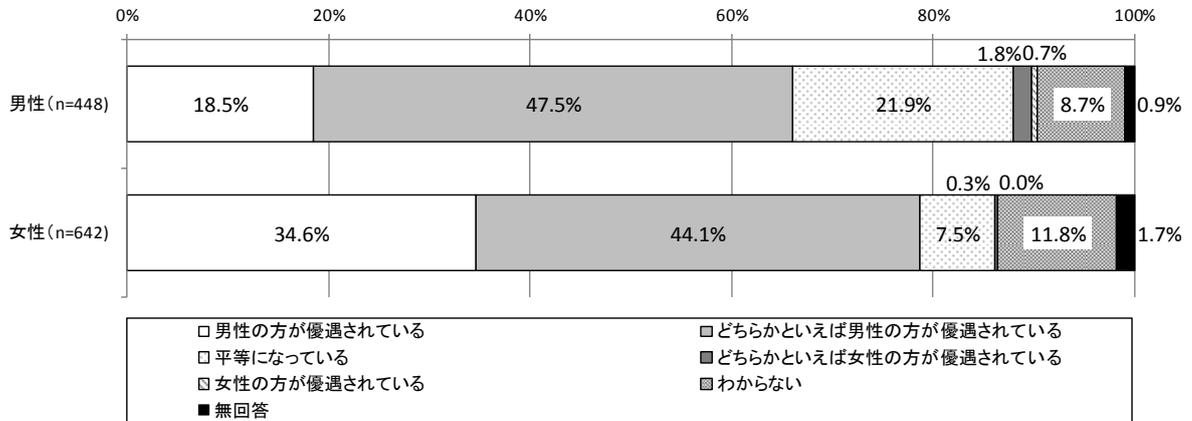
「⑤社会通念・習慣・しきたりなど」では男性優遇の回答が男性よりも女性の方が 6.6 ポイント多く、「平等になっている」との回答は男性が女性よりも 12.2 ポイント多くなっています。

⑤社会通念・習慣・しきたりなど



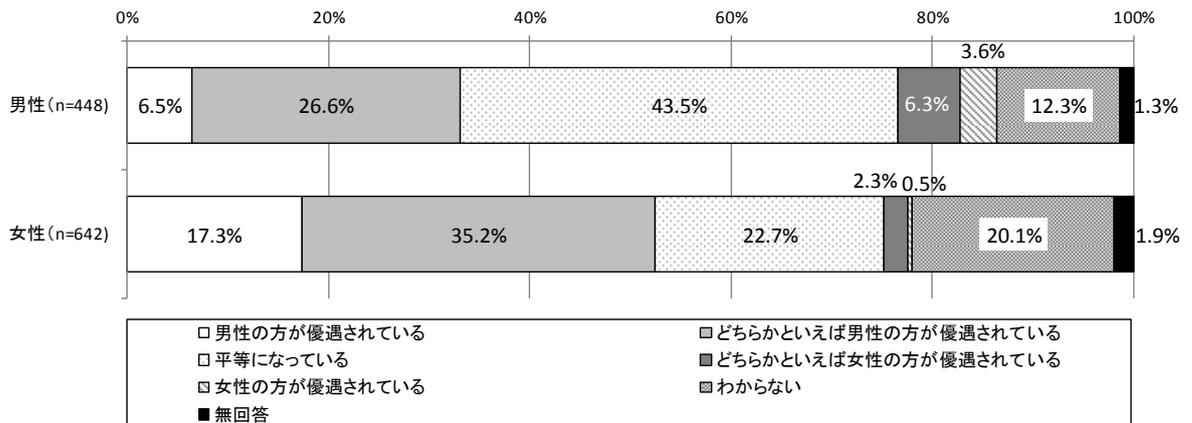
「⑥政治の場で」では男性優遇の回答が男性よりも女性の方が 12.7 ポイント多く、「平等になっている」との回答は男性が女性よりも 14.4 ポイント多くなっています。

⑥政治の場で



「⑦法律や制度の上で」では男性優遇の回答が男性よりも女性の方が 19.4 ポイント多く、「平等になっている」との回答は、男性が女性よりも 20.8 ポイント多くなっています。

⑦法律や制度の上で

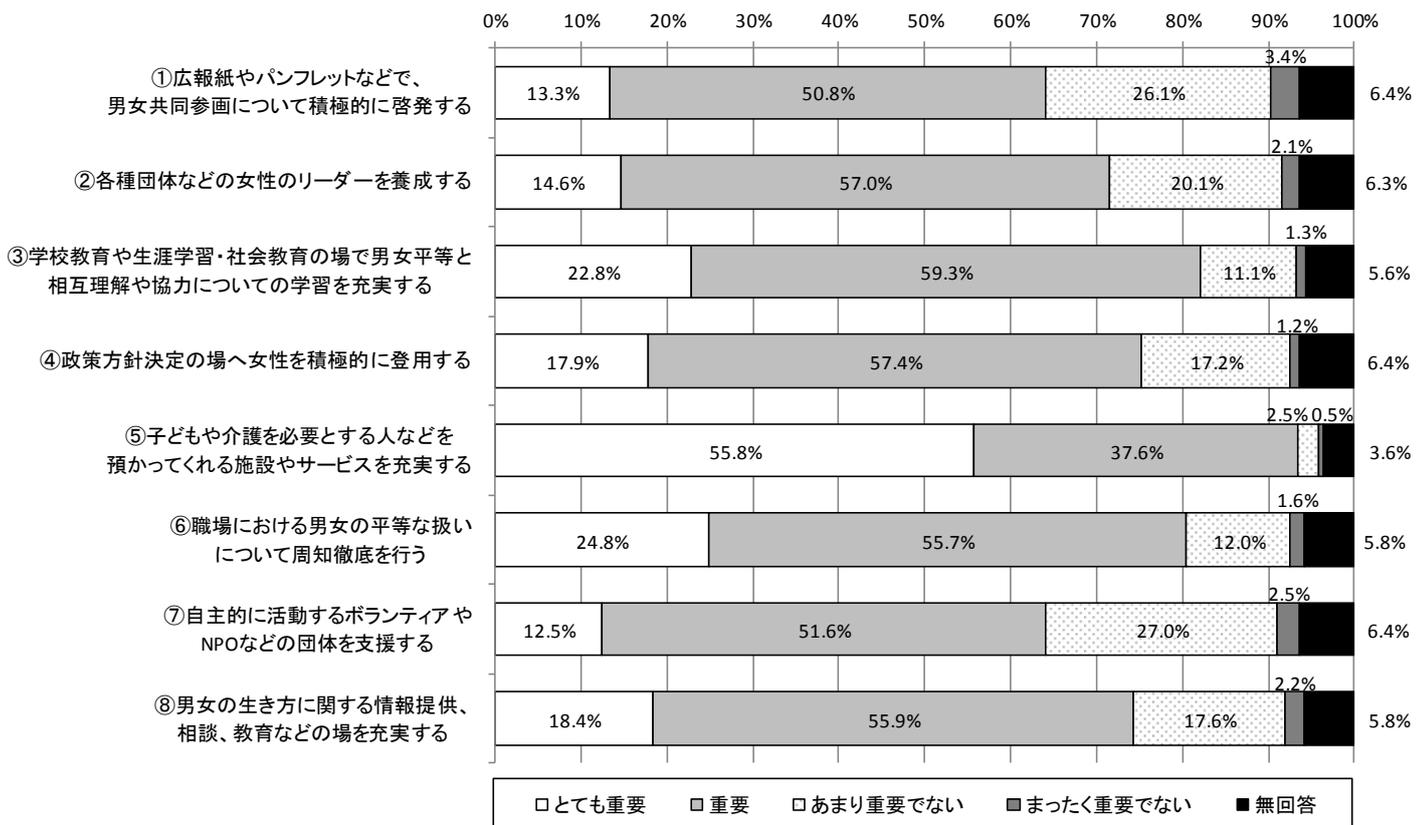


これらの結果から、性別に関わらず、学校教育の場を除き、社会や家庭内の様々な場面で男性が優遇されていると考えられていること、また、男性は比較的平等になっていると考えていても、女性は同じように考えておらず、男性優遇であると考える人が多いことがわかります。

社会全体で女性の地位の向上が必要であり、そのために女性以上に男性に対する意識の改革を促す施策が重要になります。

③ 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要に思うこと

今後、男女共同参画社会を実現するために、吉岡町で力をいれていくべき項目について、「とても重要」と「重要」を合わせた割合は、「⑤子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設やサービスを充実する」が 93.4%と最も多く、次いで「③学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女平等と相互理解や協力についての学習を充実する」が 82.1%、「⑥職場における男女の平等な扱いについて周知徹底を行う」が 80.5%となっています。



多くの町民が、育児や介護などへの支援とともに、男女の平等や相互理解についての学習の場や、雇用の場での男女平等についての周知を求めています。

具体的な福祉サービスの充実に加え、町民や企業に対する男女共同参画に関する啓発活動が重要となっています。

第Ⅲ章 計画の基本的考え方

1 基本理念

吉岡町男女共同参画基本計画では、町民一人ひとりが性別にとらわれることなく、より良い社会を構築することを目的として、以下の基本理念を基に計画を策定いたしました。

未来へ向けて、町民一人ひとりが尊重し合い、
性別にとらわれることなく、仕事や家庭生活、
地域活動などへ共に参画できる社会の実現

2 基本目標

男女が互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の確立に向け、本町では4つの基本目標を定めました。

(1) 男女共同参画の意識づくり

- ◆本町では男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画の意識づくりを最重要項目とします。住民意識調査でも群馬県全体と比較し、吉岡町では性別における役割分担等に固定的な意識の偏りが強い結果となり、固定観念が根強く残っています。その意識の解消に向け、様々な機会を活用し、あらゆる分野へ積極的に意識啓発を行います。
- ◆本町は県内でも数少ない、人口が年々増加している自治体です。本町のこれからの未来を担う、若い世代への男女共同参画社会づくりのための啓発、教育を重点的に行います。

(2) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ◆就業を望む人が、性別に関わらず、希望に応じた働き方ができる社会づくりが男女共同参画の視点として重要となります。男女が分け隔てなく、対等なパートナーとして均等な雇用機会や待遇等が確保され、誰もが豊かで活力ある社会の実現を目指すための様々な取組を進めていきます。
- ◆町民自らが希望するバランスで仕事と生活ができる「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)⁵」の実現を目指し、様々な支援の施策の充実を図るとともに、普及・啓発を図ります。

(3) 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

- ◆高齢者や障害者、ひとり親家庭、貧困やDVに苦しむ人など様々な困難を抱える人々が、社会生活を円滑に営むことができる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行います。
- ◆妊産婦や子ども、高齢者、障害者など、全ての人にとって健康で暮らしやすい社会をつくるため、暮らしの質の向上に努めます。

(4) 男女共同参画社会への環境づくり

- ◆制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮し、町政への女性参画を積極的に進めます。また、地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、女性の人材に関する情報を幅広く収集します。
- ◆様々なニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援を充実するとともに、ひとり親家庭の自立に向けた支援等を行います。
- ◆国の「第4次男女共同参画基本計画」が示す、男女共同参画の視点に立った防災対策や復興施策を踏まえ、町の防災体制の確立を図ります。

⁵ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和): 就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策
1. 男女共同参画の意識づくり	1 広報・啓発の推進	男女共同参画を推進するためのセミナー開催
		男女共同参画情報収集・発信
		吉岡町男女共同参画推進条例の制定の検討
		国・県・関係機関との連携強化
		国の男女共同参画週間と連動した啓発活動
	2 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進	男女平等の視点に立った教育・学習の推進
		保育所等における男女平等な教育・保育の推進
		職員研修の充実
	3 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実	生涯学習の充実
		図書館における男女共同参画に関する図書の実
	4 人権を尊重する意識の啓発	人権相談窓口の周知
		あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発
LGBT等（性的少数者）への理解促進		
2. 男女がともに働きやすい環境づくり	1 労働環境に対する支援	国・県等の相談機関の周知
		女性の農業経営参画に向けた環境整備
	2 ワーク・ライフ・バランスの環境整備	男性の子育ての促進
		育児休業制度の普及・定着
		労働環境改善のための情報提供・啓発
	3 子育て支援の充実	「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及・促進
		子育て支援センターの充実
		子育て世代包括支援センターの開設
		相談窓口の連携強化
		保育所等の充実
		放課後児童クラブの充実
		児童手当・児童扶養手当の支給
3. 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり	1 母子の保護と保健事業の充実	母子保健手帳の交付
		妊婦健康相談（手帳交付時）
		働く女性の母性の保護
		妊婦と胎児の健康増進
		健やかな成長、発達支援と育児不安の軽減
	2 高齢者福祉の充実と社会参加の促進	高齢者福祉の充実
		高齢者に対する活動機会の充実
	3 障害福祉の充実と社会参加の促進	計画的な障害福祉サービスの提供
		一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援
	4 暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進	DV防止の意識づくり
		DV等に関する相談・支援体制の充実
		デートDVに関する周知・情報提供
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発		
5 地域の健康づくりの推進	国・県等の相談機関の周知	
	健康への意識づくり	
	健康づくり教室（料理教室、運動教室など）の開催	
	特定健康診査、特定保健指導受診率の向上	
	こころの健康の大切さの普及	
4. 男女共同参画社会への環境づくり	1 地域における男女共同参画の推進	町民の食生活改善
		地域活動に参加しやすい環境づくり
		女性が活躍できる地域活動の条件整備
	2 行政における男女共同参画の推進	協働のまちづくりの推進
		審議会等委員の女性委員の登用
		女性職員の管理職等登用の推進
		育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり
		職場におけるハラスメント防止対策の推進
	3 あらゆる女性を支えるための環境整備	男性職員の育児休業取得の推進
		一般事業主行動計画に関する啓発
	4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり
		ひとり親家庭等への支援
女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり		

第IV章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

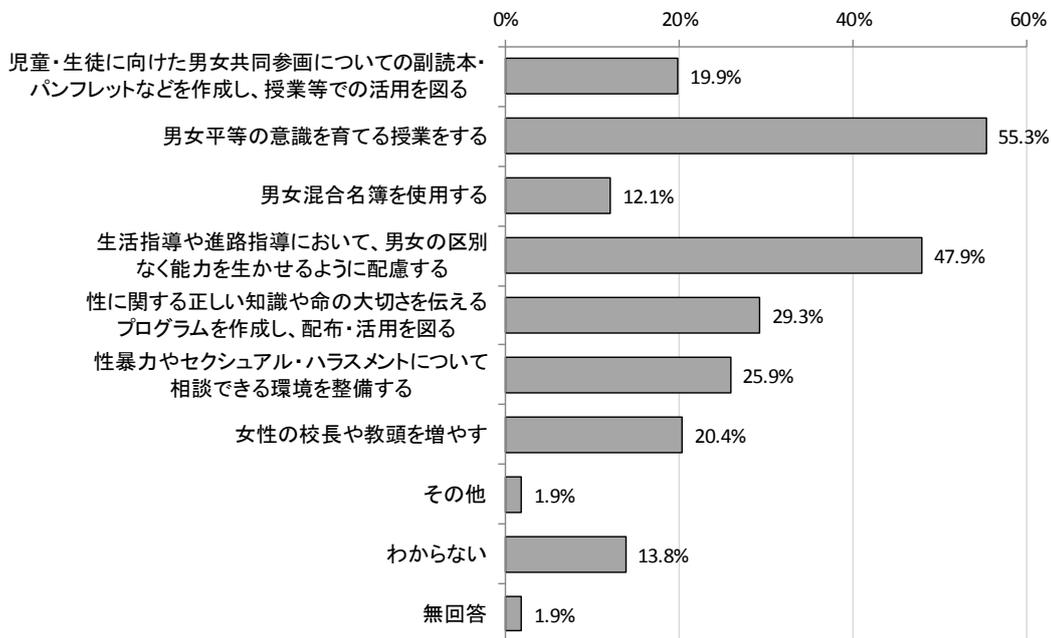
現状と課題

住民意識調査からも見てとれるように、本町でも様々な分野で男性が優遇されているという意識が強く、社会通念、慣習、しきたりなどの上で男女の役割に関する固定観念があり、男女間の不平等をもたらしているものとなっています。

男女共同参画社会を実現するために、吉岡町が今後力をいれていくべきこととして、「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女平等と相互理解や協力についての学習を充実する」を「とても重要」または「重要」と回答した町民は8割を超え、「子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設やサービスを充実する」に次ぐ割合となっています。

さらに、学校教育(小・中学校)のなかで今後力をいれる必要があると思う取り組みとして、5割を超える人が「男女平等の意識を育てる授業をする」と回答し、5割近い人が「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」と回答しています。

【学校教育のなかで今後力をいれる必要があると思う取り組み】(複数回答:n=1,113)



これから男女共同参画を推進していくために、男女の役割についてその意味を問い、必要のない固定観念は払拭されなければなりません。そのため、男女共同参画社会づくりの意義についての周知・啓発活動を推進して町民の理解を深め、社会全体における行動の変化を促す必要があります。

また、次世代を担う子どもたちが男女平等の社会を当たり前のように形成できるよう、学校教育や幼少時からの男女共同参画の意識づくりが求められます。

施策の方向性

固定観念の解消とともに男女共同参画に対する意識を高めることが重要であるため、啓発活動や関連情報の提供を行い、意識改革と理解の促進を図ります。

男女平等については、若年層の早い時期における教育環境等が重要であり、あらゆる教育の場において、性別に関わらず、個性と能力を伸ばす教育や保育を行います。また、幼少期から個性を尊重する心を育むため、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進します。

このような教育を経た後も、地域社会の一員として引き続き、男女共同参画を学ぶことができるように、様々な分野における学習の場や機会の創出を図り、学習の充実に努めます。

1. 広報・啓発の推進

施策	内容	担当室
男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	町民サービス室
男女共同参画情報収集・発信	男女共同参画に関する取組や関連法令について、情報を収集し、広報紙・ホームページ・イベント・SNS ⁶ 等で意識啓発や情報提供を行います。	町民サービス室
吉岡町男女共同参画推進条例の制定の検討	男女共同参画社会の形成についての方向性を示す条例を制定するため、情報収集及び研究を行い、条例の制定を検討します。	町民サービス室
国・県・関係機関との連携強化	国・県・関係機関との連携強化に努めるとともに、庁内でも関係各室との連携を図ります。	町民サービス室
国の男女共同参画週間と連動した啓発活動	国の男女共同参画週間などと連動し、相互に連携しつつ、キャンペーンなどの啓発活動を行います。	町民サービス室

⁶ SNS:「Social Networking Service(社会的ネットワークサービス)」の略称。インターネットを使い個人や団体の間をつなぐネットワークを提供するサービスで、代表的なものとして Facebook などがあります。

2. 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

施策	内容	担当室
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	男女混合名簿の採用など、学校教育における男女平等に配慮します。また、男女共同参画に関する学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。	学校教育室
保育所等における男女平等な教育・保育の推進	性別などで男女を区別することなく、個性を尊重した平等な教育・保育を行います。	こども福祉室 学校教育室
職員研修の充実	教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。	こども福祉室 学校教育室

3. 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

施策	内容	担当室
生涯学習の充実	男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくため、学習機会の提供など生涯学習の充実に努めます。	生涯学習室
図書館における男女共同参画に関する図書	男女共同参画に対する町民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。	生涯学習室

4. 人権を尊重する意識の啓発

施策	内容	担当室
人権相談窓口の周知	人権擁護委員との連携強化に努めるとともに、男女がお互いの人権を尊重する意識の啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。	町民サービス室 高齢福祉室
あらゆる暴力の根絶に向けた人権意識の啓発	DV やデートDV ⁷ 、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待に対する町民の意識と関心を高めるための啓発を行うとともに、あらゆる暴力に関する相談窓口の充実とその周知及び関係機関の連携の強化に努めます。	町民サービス室 高齢福祉室 こども福祉室
LGBT等(性的少数者)への理解促進	LGBT等(性的少数者)への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行い、理解の促進を図ります。	町民サービス室

⁷ デートDV: 同居していない、比較的若いカップル間でおこる、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言や行動の制限などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、お金をたかるなどの経済的暴力などのことです。

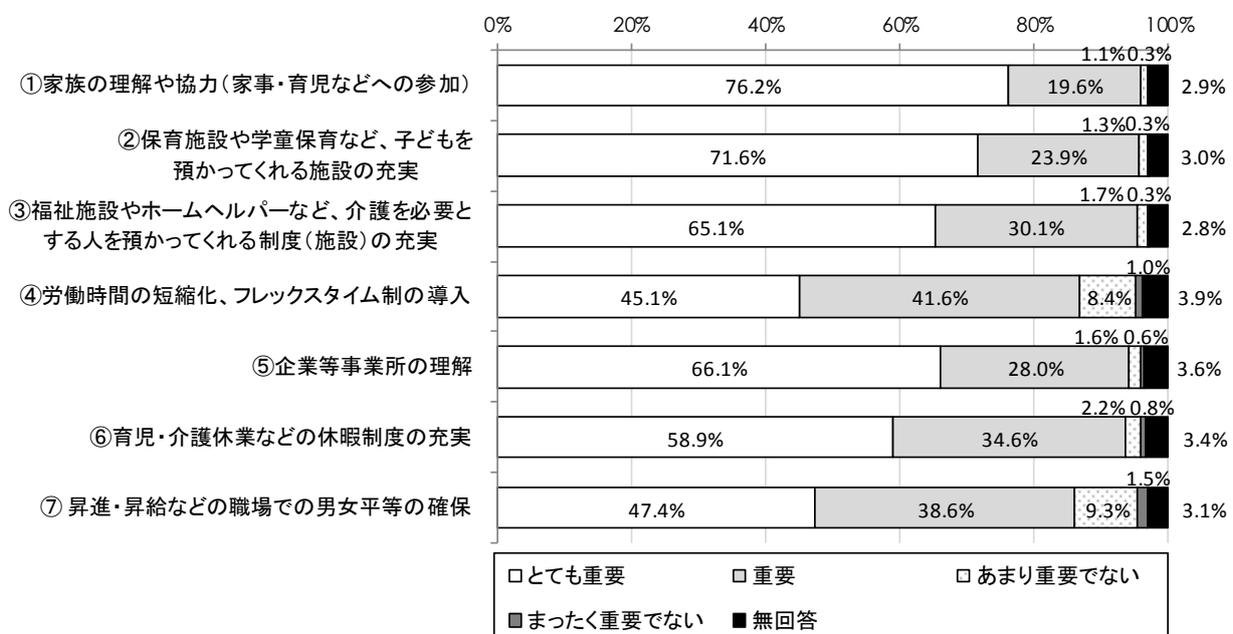
基本目標2 男女がともに働きやすい環境づくり

現状と課題

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、女性活躍推進法など、労働に関する法が制定され、男女が平等に働くことができる環境の整備が進められてきました。

一方、住民意識調査において、女性が結婚・出産後も働き続けるために重要だと思うことの「①家族の理解や協力(家事・育児などへの参加)」から「⑦昇進・昇給などの職場での男女平等の確保」までの全ての項目において、8割以上の人が「とても重要」または「重要」と回答しており、なかでも「家族の理解や協力」を「とても重要」と回答した人は76.2%で最も多くなっています。

【女性が結婚・出産後も働き続けるために重要だと思うこと】(n=1,113)

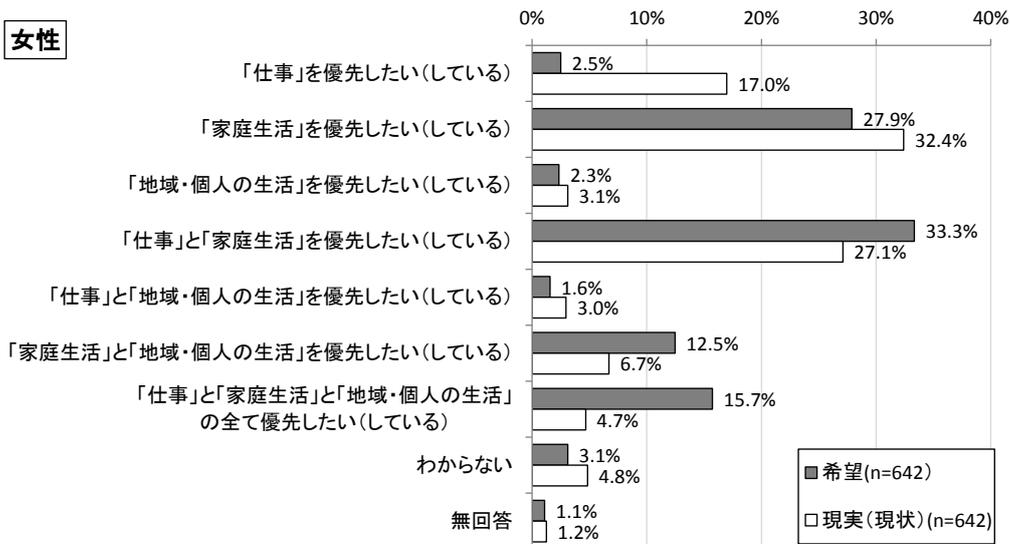
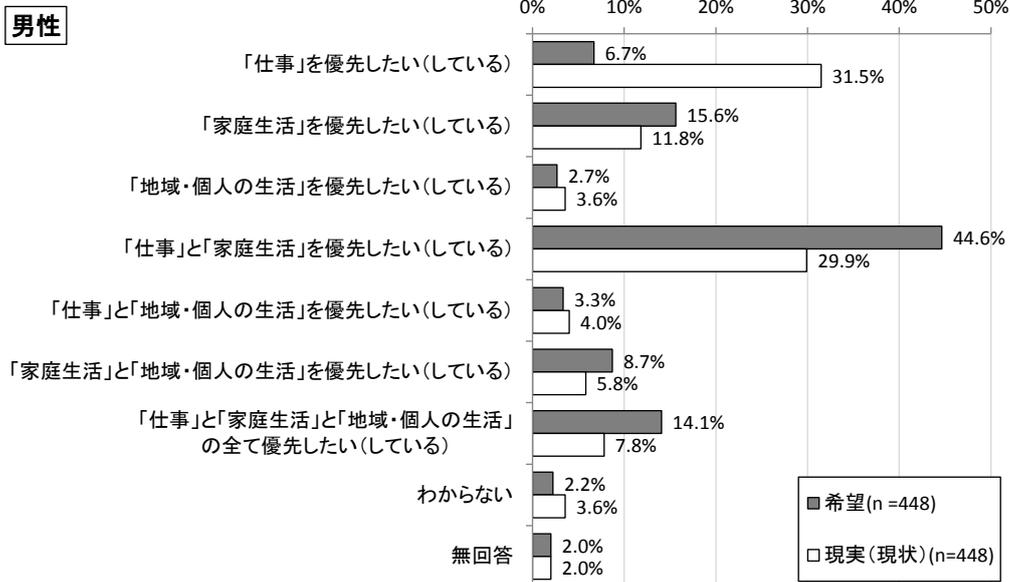


しかし、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」についての優先度をみると、希望と現実の間の乖離が非常に大きい項目があることが明らかとなっています。

「仕事」と「家庭生活」を優先したい男性は44.6%に対し、現実にそうしている人は29.9%と、その割合は14.7ポイントも減少しています。また「仕事」を優先したい男性は6.7%に対し、現実として「仕事」を優先している男性は31.5%と、その差は24.8ポイントにのびます。そのため、希望では「仕事」と「家庭生活」を優先したいが、現実では「仕事」を優先しているのではと推測できます。

この傾向は女性についても同様にみられていることから、男性のみならず、女性についても、希望に反して仕事優先となっている人が多いことが分かります。

【生活の中での優先度の希望と現実】



男女がともに働きやすい環境づくりのためには、子育てや介護を支援する施設や制度、福祉サービスの充実も重要ですが、「家族の理解や協力(家事・育児などへの参加)」が何より重要であるとの声に応えられるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が健全に保たれる環境の整備が求められています。

施策の方向性

働く場においては、企業などと連携して、雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援、出産・育児を経験した女性の就労継続や再就職支援など、男女がともに働きやすい環境整備を支援します。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において男女がともに積極的に参画し、ともに責務を担うことが重要であり、男女ともにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が良好でなければなりません。そのためには、家庭や地域、働く場に男女が参画しやすい環境の整備、意識啓発や情報提供、能力開発支援などの取組を推進します。

1. 労働環境に対する支援

施策	内容	担当室
国・県等の相談機関の周知	男女がともに働きやすい環境を実現するため、相談機関の周知を行います。	町民サービス室 産業振興室
女性の農業経営参画に向けた環境整備	女性の農業経営参画に向け、労働環境の改善を図るため、家族経営協定 ⁸ などの周知、啓発に努めます。	農業委員会事務局

2. ワーク・ライフ・バランスの環境整備

施策	内容	担当室
男性の子育ての促進	パパ・ママ学級において妊婦体験や沐浴の練習を行い、男性の育児参加意識の高揚を図ります。(子ども・子育て支援事業計画)	こども福祉室 健康づくり室
育児休業制度の普及・定着	広報やホームページ等を活用し、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。(子ども・子育て支援事業計画)	産業振興室
労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の推進、さらにはハラスメントの防止等の労働環境改善のために情報提供を行います。	産業振興室
「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の普及・促進	広報やホームページ等を活用し、長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。(子ども・子育て支援事業計画)	産業振興室

⁸ 家族経営協定: 家族中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

3. 子育て支援の充実

施策	内容	担当室
子育て支援センターの充実	在宅で子育てをされており、育児に対する相談機会の少ない保護者からの相談対応や、子育てサークルへの援助・助言を行うため、子育て支援センターの充実を図ります。	こども福祉室 健康づくり室
子育て世代包括支援センターの開設	妊娠期から子育て期にわたる期間の支援を、ワンストップで行うため、2020年度末までに子育て世代包括支援センターを開設します。	健康づくり室
相談窓口の連携強化	相談者のニーズに応じた的確なアドバイスが提供できるよう、福祉、保育・教育など、各分野の相談窓口の連携を強化します。	こども福祉室 健康づくり室 学校教育室
保育所等の充実	保育所、認定こども園の運営法人等と連携し、保護者の就労形態に対応した保育サービスの充実・環境整備を図ります。また、通園している保護者からの育児に関する相談に対応し、保育の充実を図ります。	こども福祉室
放課後児童クラブの充実	日中、保護者が就労している小学生を対象として、放課後に生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図ります。	こども福祉室
児童手当・児童扶養手当の支給	中学校修了までの児童の養育者に対し、児童手当の円滑な支給を行います。また、児童扶養手当の対象となる養育者に対し、児童扶養手当の円滑な支給を行います。	こども福祉室



基本目標3 男女が安心・安全で暮らせる社会づくり

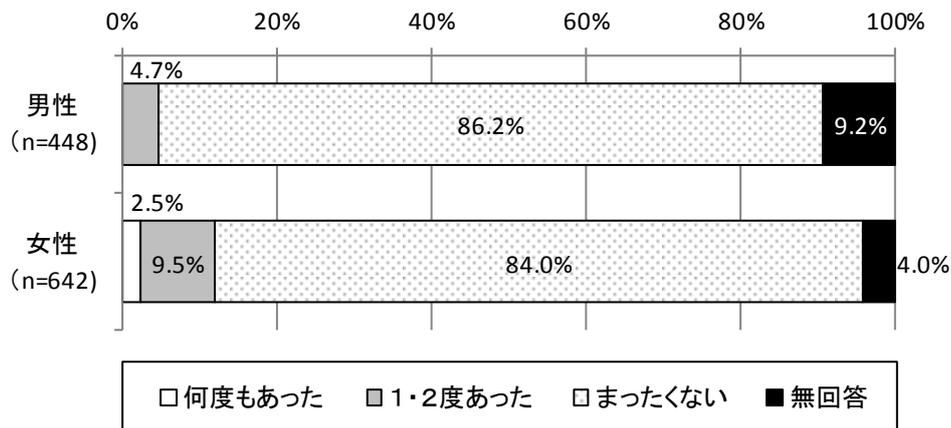
現状と課題

性別に関わらず、子どもから高齢者まで、また障害がある人ない人、全ての町民がかけがえのない社会の一員として互いに尊重し合い、安心して暮らすことができるよう、必要な支援を充実させる必要があります。

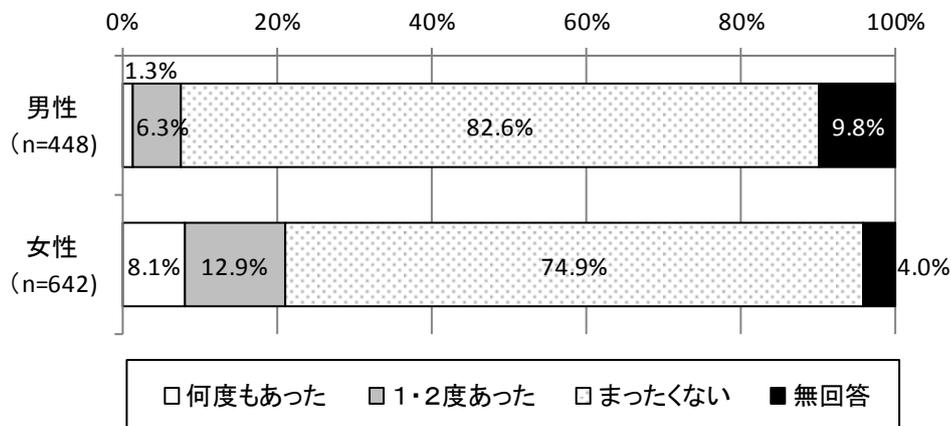
住民意識調査では、身体的暴力を受けた経験が「何度もあった」と「1・2度あった」を合わせた割合は、男性が4.7%に対し女性は12.0%、同じく精神的な暴力を受けた経験では7.6%と21.0%、性的な暴力を受けた経験では、1.1%と10.3%と、圧倒的に女性が被害者となっています。

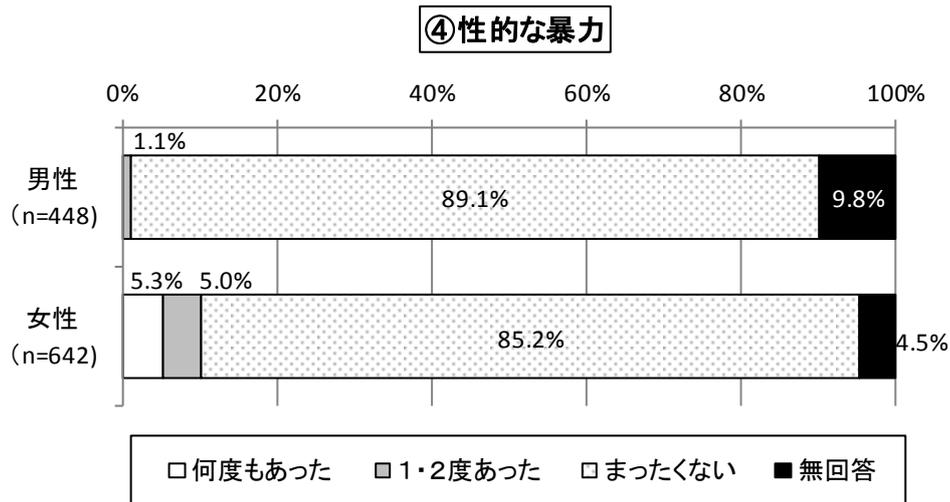
【これまでに夫や妻、恋人から暴力を受けた経験】

①なぐったりけったりするなどの身体に対する暴力



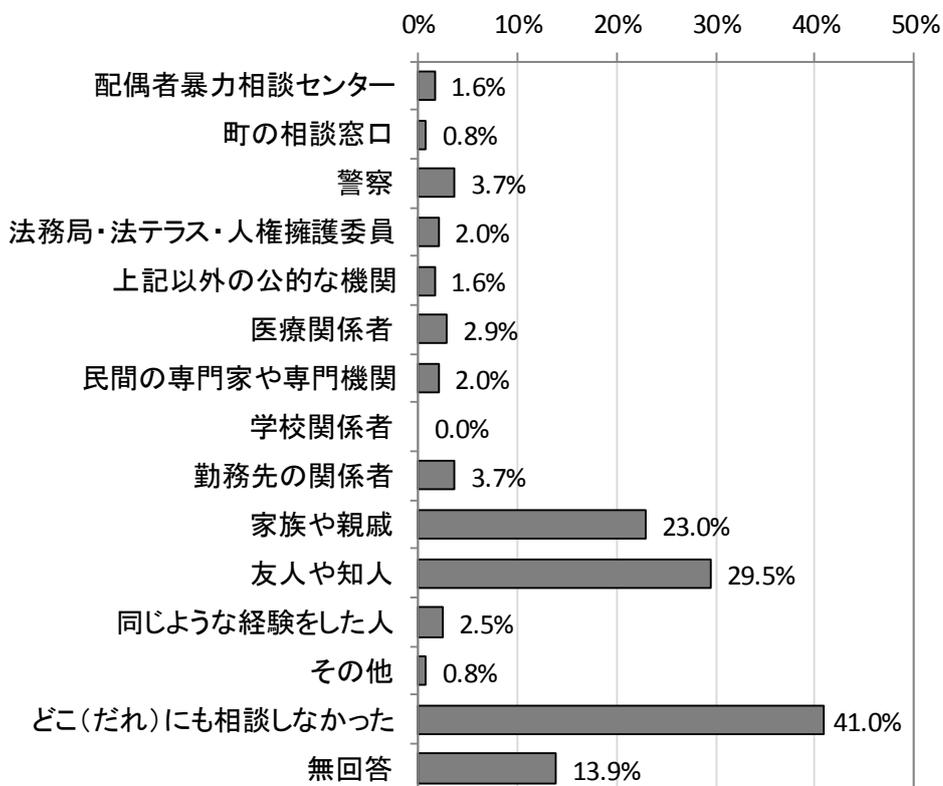
②人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの、精神的な暴力





DV等の被害を受けた人が、自分が受けた暴力行為について相談した先は、「友人や知人」が29.5%、次いで「家族や親戚」が23.0%となっていますが、それ以外の相談先との回答は5.0%未満と大変少なく、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人が41.0%で最も多い結果でした。

【暴力行為を受けたあと相談した先】(複数回答:n=244)



また、出産や育児などのライフイベントは、女性により多くの変化・影響を及ぼします。妊娠期や出産期などには心身の健康が不安定になることもあり、この時期、母子が健康に過ごせるよう支援していくことが求められます。

さらに、本町の高齢化率は、国や県と比較して低いものの、平成 27(2015)年には 20.7%と超高齢社会⁹に近づいており、今後、介護を中心とした高齢者福祉サービスの充実はいうまでもなく、高齢者が生きがいを持ち、充実し安心した生活を送ることができるよう、生涯学習や就労等を通じた社会参加の機会の拡充が必要となっています。

施策の方向性

DV などの暴力、虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの撲滅に向け、広報・啓発活動を推進するとともに、被害を受けた人が安心して相談できる窓口の整備と周知を図ります。

地域において、男女共同参画社会を形成する一員として、ともに助け合い、支え合う意識の高揚を図ります。高齢者や障害のある人が地域で生きがいを持ち、充実した社会生活を営むことができるよう生活支援などの各種サービスの充実とともに、積極的に社会参加が出来るよう支援に努めます。

母親である女性の健康管理は子どもの健康にも関係することから、母子がともに健康で生活するための支援を図ります。また、心身ともに健康で安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、保健事業の充実を図ります。

町全体で健康づくりを支えていく必要があり、子どもから高齢者まで全ての町民に向けた健康への支援を行います。



⁹ 超高齢社会：社会の高齢化の段階を表す言葉のひとつです。65歳以上の人口が全人口の7%を超えると、「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。

1. 母子の保護と保健事業の充実

施策	内容	担当室
母子保健手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。またハイリスク妊婦の把握に努めます。(子ども・子育て支援事業計画)	健康づくり室
妊婦健康相談 (手帳交付時)	母子健康手帳交付時に面接で得た情報を活かし、適切な相談を実施し、周産期乳児死亡の軽減や育児不安の支援に努めます。	健康づくり室
働く女性の母性の保護	働く女性の母性の保護と健康管理に関する知識の普及を図ります。	健康づくり室
妊婦と胎児の健康増進	母子保健事業、母子保健推進員の活動を通して、若年女性や妊婦に対し、妊娠前・妊娠期の心身の健康が胎児の成長に影響を及ぼす可能性が高いことの周知を行います。	健康づくり室
健やかな成長、発達支援 と育児不安の軽減	乳幼児健診を実施し、定期的に各種相談会を開催します。 町の母子保健事業や母子保健推進員の活動を通じて、育児不安の軽減、発達支援等に努めます。	健康づくり室



2. 高齢者福祉の充実と社会参加の促進

施策	内容	担当室
高齢者福祉の充実	吉岡町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護予防の促進や自立生活の支援など各種福祉サービスの推進や活用の充実に努めます。 (高齢者保健福祉計画)	高齢福祉室
高齢者に対する活動機 会の充実	高齢者向けの学習機会の充実、拡大を促進します。また、シルバー人材センター活動の充実のために、就労意欲の高い高齢者に対して情報提供を行い、活動の充実に努めます。(高齢者保健福祉計画)	高齢福祉室

3. 障害福祉の充実と社会参加の促進

施策	内容	担当室
計画的な障害福祉サービスの提供	障害福祉計画に基づいて、計画的に障害福祉サービス提供体制の整備を図ります。また、町単独で整備が難しいサービスについては、広域で連携しながらサービス提供体制の整備を図ります。(障害福祉 すまいるプラン)	健康づくり室
一人ひとりのライフスタイルに合わせた生活支援	障害のある人が必要なサービスを適切に利用し、地域で可能な限り自立した生活を送ることができるように、各種支援制度の周知と充実を図ります。(障害福祉 すまいるプラン)	健康づくり室

4. 暴力の撲滅に向けた広報・啓発活動の推進

施策	内容	担当室
DV 防止の意識づくり	DV に関する情報を広報紙・ホームページ等で提供し、意識啓発を行います。	町民サービス室 こども福祉室
DV 等に関する相談・支援体制の充実	DV 等に関する相談体制の充実を図ります。併せて、支援措置による住民票等の発行に制限をかけます。	町民サービス室 こども福祉室
デートDVに関する周知・情報提供	人権教育の一環とし、デートDVに関する周知・情報提供を行います。また若年時から教育を受けることにより、将来のDV抑止へと繋がります。	町民サービス室 学校教育室
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	職場や地域社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を広報紙・ホームページ等で提供し、意識啓発を行います。	町民サービス室 こども福祉室
児童虐待の早期発見・適切な対応の強化と虐待の予防啓発	吉岡町要保護児童対策協議会の活動を強化して虐待に対する適切な対応に努めるとともに、中央児童相談所や関係機関との連携により、虐待の予防啓発に努めます。	こども福祉室
国・県等の相談機関の周知	暴力の撲滅に向け、相談機関の周知を行います。	町民サービス室 こども福祉室



5. 地域の健康づくりの推進

施策	内容	担当室
健康への意識づくり	広報等により広く町民に情報伝達を図り、生活習慣病の予防に関する知識の普及に努めます。	健康づくり室
健康づくり教室(料理教室、運動教室など)の開催	健康づくりを目的とした料理教室や運動教室を開催します。また、自治会を単位とした自主活動の中に各種教室を取り入れます。	健康づくり室
特定健康診査、特定保健指導受診率の向上	「吉岡町特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防、生活習慣の改善のため、特定健康診査・特定保健指導の効果・必要性について周知します。	保険室 健康づくり室
こころの健康の大切さの普及	こころの健康についての知識の普及を図ります。また、こころの健康について相談しやすい体制を整備し、相談窓口の周知を図ります。 学校において、子どもたちが、いのちの大切さや辛い時のSOSの出し方を学ぶ機会を作ります。	健康づくり室 学校教育室
町民の食生活改善	食生活改善推進員の活動と連携して町民の食生活改善を図ります。	健康づくり室



基本目標4 男女共同参画社会への環境づくり

現状と課題

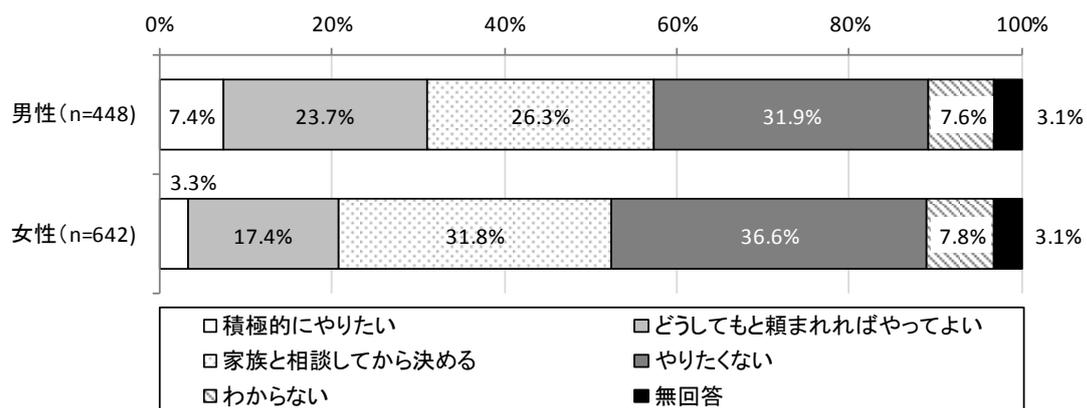
男女共同参画社会の実現のためには、男女それぞれの視点に立った意見をあらゆる分野で公平に取り入れていく必要があります。そのためにも、組織や家庭における重要な意思や方針の決定の過程に男女が同じように参画することが重要となります。

平成 27(2015)年 8 月に、女性に対する採用や昇進の機会の積極的な提供などを目的とした女性活躍推進法が10年間の時限立法として成立しました。これにより、国や市町村、民間事業主は、女性の採用比率、勤続年数の男女差、女性管理職比率などを把握・分析し、その結果を踏まえた「事業主行動計画」を策定・公表することになりました。

本町でも吉岡町特定事業主行動計画を策定し、女性職員の採用割合や職員全体での女性割合の上昇に努め、成果は出ていますが、管理職の女性割合の上昇については伸び悩んでいる状況にあります。

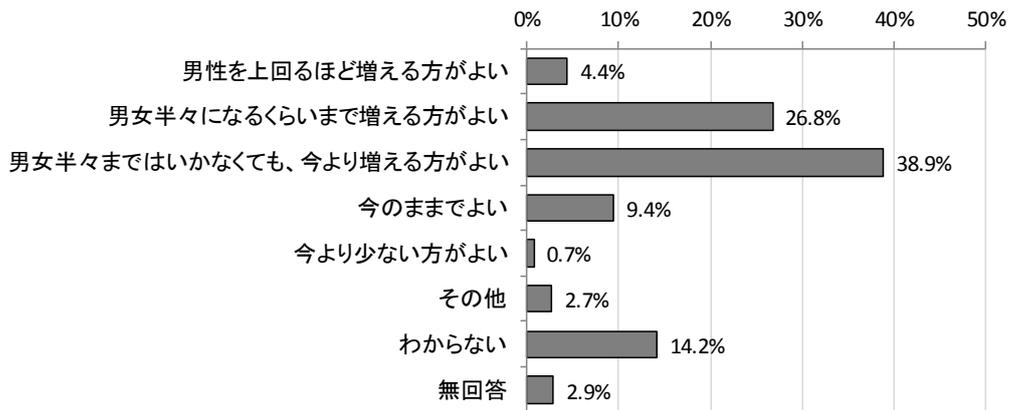
地域に目を向けると、住民意識調査における、地域自治会やPTA等の代表、または職場の役職に選ばれる機会があった時にどうするかについて、「やりたくない」との回答は、男性が 31.9%、女性が 36.6%と、女性のほうがやや多くなっていますが、「積極的にやりたい」と「どうしても頼まれればやってよい」に受諾に含みを残す「家族と相談してから決める」までを合わせると、男性 57.4%に対し女性 52.5%と半数を超える女性が受諾の可能性を示しています。

【地域自治会やPTA等の代表、または、職場の役職に選ばれる機会への対応】



また、地域自治会やPTAの代表、職場の役職、議員や審議会委員など、方針決定の場に女性が参画することについては、65.7%の人が「男女半々になるくらいまで増えるほうがよい」または「男女半々まではいなくても、今より増える方がよい」と、方針決定の場への女性の参画拡大を推奨しています。

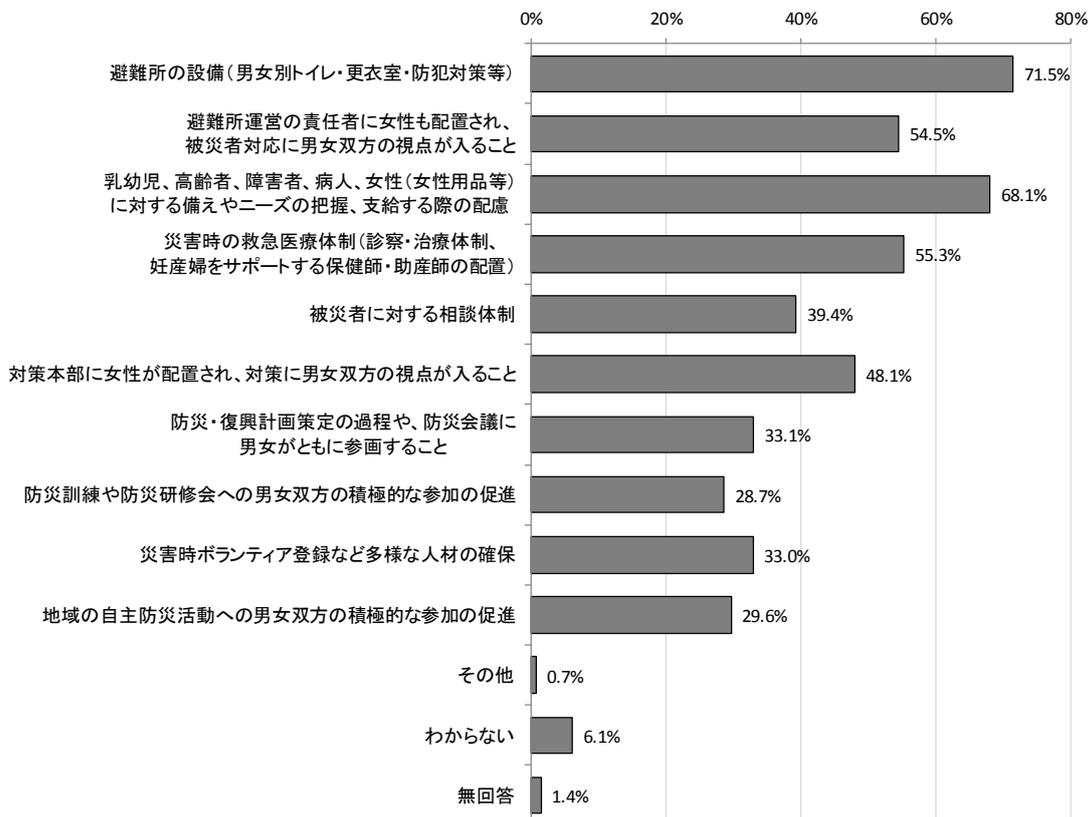
【方針決定の場に女性が参画することについて、どう思うか】(n=1,113)



防災の分野では、東日本大震災をはじめとする大きな災害の発生時に、男女共同参画の視点が不十分なため、避難所において、女性や高齢者などがとりわけ困難な状況に追い込まれたケースがみられたこともあり、平成 24(2012)年 9 月の国の防災基本計画の見直しに際しては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進することが盛り込まれました。

住民意識調査でも、防災・復興活動に必要と思うこととして、「避難所の設備(男女別トイレ・更衣室・防犯対策等)」や「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性(女性用品等)に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」などの項目が高い割合で回答されました。

【防災・復興活動に必要と思うこと】(複数回答:n=1,113)



施策の方向性

女性の活躍を推進するために、地域での活動を含め、従来女性の参画が少なかった職務などへ、女性の登用を図るとともに、地域における男女共同参画を進めるための取組を促進します。

防災計画の改訂にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、女性をはじめ全ての立場の町民の意見を踏まえ、策定にあたります。

1. 地域における男女共同参画の推進

施策	内容	担当室
地域活動に参加しやすい環境づくり	男女がともに地域活動に参加しやすいように、各種地域活動等の開催日時・場所などの条件を検討します。	町民サービス室
女性が活躍できる地域活動の条件整備	自治会連合会の協力を得ながら、性別に関わらず地域活動への参加者の募集や役割分担が行われるよう、条件の整備を推進します。	町民サービス室
協働のまちづくりの推進	性別に関わらず、全ての町民が互いを尊重し、協働してまちづくりを推進する仕組みを整備します。	町民サービス室

2. 行政における男女共同参画の推進

施策	内容	担当室
審議会等委員の女性委員の登用	町政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で方針決定に関わり、意見や考え方を反省させることができる環境づくりを推進します。	政策室
女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力や適性に合った、管理職登用・昇任を進めます。	庶務行政室
育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場環境づくりに努めます。	庶務行政室
職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関し、研修等を行い、防止に努めます。また、相談体制の充実を図ります。	庶務行政室
男性職員の育児休業取得の推進	男性職員の育児休業取得を奨励し、取得率の向上に努めます。	庶務行政室
一般事業主行動計画に関する啓発	女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が努力義務となっている事業主に対し、策定・推進のために情報提供を行います。	町民サービス室

3. あらゆる女性を支えるための環境整備

施策	内容	担当室
育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊び場、生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 また、介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉室 こども福祉室
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の整備と、利用できる制度の周知などを図ります。(子ども・子育て支援事業計画)	こども福祉室 健康づくり室

4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策	内容	担当室
女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	生活環境室



第V章 計画の推進

1 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本町が目指す男女共同参画社会の実現及び基本目標の達成に向けては、町民一人ひとりの男女共同参画に関する理解と、関係団体、町内事業者及び行政がそれぞれの役割を担いつつ、協力しながら行動することが重要です。

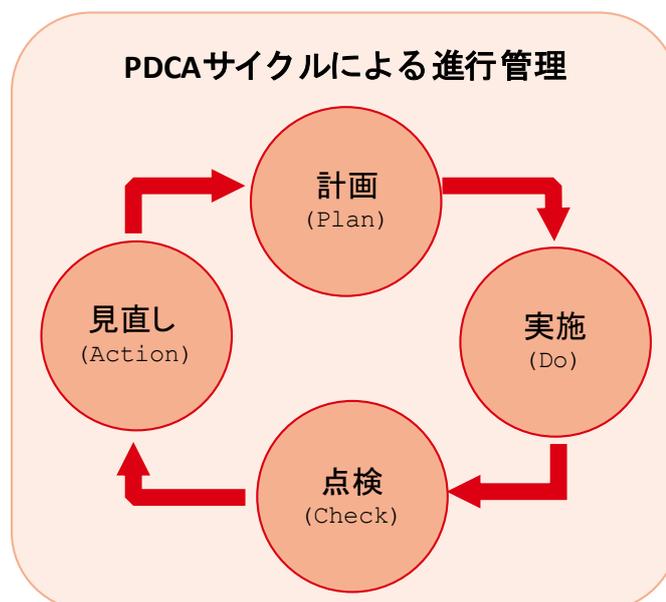
また、計画に掲げる施策を効果的に推進するため、庁内においては各担当部署間の連携体制を強化するとともに、地域で活動する各種団体や関係機関等のほか、国や県などと連携し、協力と助言を受けつつ推進していくこととします。

計画に掲げる施策の実効性を確保するため、主要な取組に対する実施状況及び目標の達成状況を定期的に吉岡町男女共同参画推進協議会等により、検証や確認していきます。

(2) 進行管理

本計画の進行管理は、計画の策定(P:Plan)、施策の実施(D:Do)、進捗の点検(C:Check)、そして必要な見直し・改善(A:Action)という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルにより行います。

サイクルのポイントとなる点検(C:Check)のステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次の見直し・改善(A:Action)のステップに繋げていきます。



2 計画の管理指標

本計画の進行管理は、以下の各項を指標として行います。

No.	項目	基準値 平成 30 (2018) 年度 ※2017 年調査	目標値 新元号 5 (2023) 年度 ※2022 年調査
1	【住民意識調査】 家庭生活において男女が平等となっていると思う割合	30.5%	50.0%
2	【住民意識調査】 社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女が平等となっていると思う割合	13.3%	50.0%
3	【住民意識調査】 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」人の割合	63.3%	80.0% ^{※1}
4	【住民意識調査】 暴力を受けたとき、誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	41.0%	20.2%
5	【住民意識調査】 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	41.9%	100.0% ^{※1,2}
6	町の管理職に占める女性の割合	7.4%	15.0% ^{※3}
7	審議会・委員会等の女性委員の割合	24.2%	40.0% ^{※1}
8	町の男性職員の育児休業取得率	16.6%	18.0%

※1：（県）男女共同参画基本計画（第4次）における2020年の目標値

※2：（国）第4次男女共同参画基本計画における2020年の目標値

※3：（国）第4次男女共同参画基本計画における「都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合」の2020年の目標値

資料編

1 計画の策定経過

年 月	内 容
平成 29 年度	
平成 29 年 7 月 18 日(火)	第1回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・男女共同参画基本計画について ・基礎調査項目について
平成 29 年 8 月 25 日(金)	第2回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・基礎調査項目について ・アンケート調査における対象者の抽出等について
平成 29 年 9 月 20 日(水) ～10 月 6 日(金)	「男女の意識の現状等に関するアンケート調査」の実施 ・回収数 1,114/回収率 37.1%
平成 30 年 1 月 10 日(水)	第3回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・基礎調査結果について
平成 30 年度	
平成 30 年 7 月 5 日(木)	第1回吉岡町男女共同参画庁内検討会議 ・吉岡町男女共同参画基本計画の策定について
平成 30 年 8 月 10 日(金)	第1回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・吉岡町男女共同参画基本計画の策定について ・骨子(案)について
平成 30 年 11 月 2 日(金)	第2回吉岡町男女共同参画庁内検討会議 ・吉岡町男女共同参画基本計画(素案)について
平成 30 年 11 月 27 日(火)	第2回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・吉岡町男女共同参画基本計画(素案)について
平成 31 年 1 月 8 日(火) ～1 月 28 日(月)	パブリック・コメントの実施
平成 31 年 2 月 5 日(火)	第3回吉岡町男女共同参画庁内検討会議 ・吉岡町男女共同参画基本計画(案)について
平成 31 年 2 月 14 日(木)	第3回吉岡町男女共同参画推進協議会 ・吉岡町男女共同参画基本計画(案)について ・吉岡町男女共同参画基本計画 概要版(案)について

2 吉岡町男女共同参画推進協議会委員名簿

(敬称略)

所属・役職名等	氏名	備考
吉岡町自治会連合会 駒寄自治会長	飯塚 憲治	平成 29 年度
	飯塚 輝昭	平成 30 年度
吉岡町商工会 会長	須田 永次	
吉岡町農業委員会 委員	栗田 美鳥	
吉岡町社会福祉協議会 理事	長 光子	副会長
吉岡町民生委員児童委員協議会 副会長	長塩 正明	
吉岡町婦人会 会長	森田 熱子	平成 29 年度
	今井 治枝	平成 30 年度
吉岡町議会議員	大林 裕子	
吉岡町教育委員	小林 静弥	
共愛学園前橋国際大学 研究員	前田 由美子	会長
群馬銀行吉岡支店 次長	吉井 達郎	平成 29 年度
	高草木 慎也	平成 30 年度
公募	福田 貴男	
	戸塚 理江子	

3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女

共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び

民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

吉岡町男女共同参画基本計画

- 発行日 平成 31 年 3 月
- 発行者 吉岡町
- 編集 吉岡町町民生活課
〒370-3692
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地
TEL： 0279-54-3111（代表）
FAX： 0279-54-8681



吉岡町